

(2) ねらいと内容を組織すること

教育・保育要領第2章の第1の各領域に示されている「ねらい」と「内容」は、園生活の全体を見通しながら園児の発達の側面を取り上げたねらいと内容であり、園生活を通して育てるものである。しかし、各幼保連携型認定こども園において教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成する際には、園児の発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化したねらいと内容を設定する必要がある。教育・保育要領に示されている「ねらい」と「内容」をそのまま教育及び保育に関する内容の全体的な計画における具体的な指導のねらいと内容にすることはできない。

具体的なねらいと内容を組織するに当たっては、園児の年齢、集団生活や教育・保育経験などによる心身の発達や季節などにより、全体的な計画における教育課程に係る適切な教育時間を設定しなければならない。また、各幼保連携型認定こども園において、園児がどのような発達をしていくかという発達の過程を捉える必要がある。それぞれの時期において園児は主にどのような体験をしていくのか、さらに、目標の達成を図るには、どのような指導をしなければならないかを、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく必要がある。

なお、教育・保育要領第2章の第1のねらい及び内容と、第2の保育の実施上の配慮事項は、分けて示されているが、幼保連携型認定こども園の生活の中で相互に関連して総合的に行われることを考慮することが必要である。特に、満3歳未満の園児は、この時期の発達の特性からみて、各領域を明確に区分することが難しいことや、個人差が大きいことなどから、工夫してねらいと内容を組織することが求められる。

(3) 乳幼児期の発達の特性を踏まえること

教育及び保育の全体的な計画の作成に当たっては、幼保連携型認定こ

ども園での教育及び保育の内容と方法，園児の発達と生活についての十分な理解が大切である。

特に，乳幼児期においては，自我が芽生え，自己を表出することが中心の生活から，次第に他者の存在を意識し，他者を思いやったり，自己を抑制したりする気持ちが生まれ，同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては，このような乳幼児期の発達の特性を十分に踏まえて，入園から修了までの発達の見通しを持ち，きめ細かな対応を図ることができるようにすることが重要である。

（４） 入園から修了に至るまでの長期的な視野を持つこと

発達の時期を捉えるためには様々な視点があり，各幼保連携型認定こども園の実情に応じて考えるべきものである。このような視点の一つとして，全体的な計画が具体的な指導を行うための基盤となるものであることから，

- ・ 園児の幼保連携型認定こども園での生活への適応の状態，興味や関心の傾向
- ・ 入園の時期や，在園時間が異なる園児が共に過ごすようになる時期
- ・ 季節などの周囲の状況の変化などから，実際に園児が展開する生活が大きく変容する時期

などを捉えることなども考えられる。

幼保連携型認定こども園において，各年度の当初は，入園の時期や在園時間等が異なる園児と共に過ごすことから，園児一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の流れを考える，また，保育教諭等が仲介して園児同士のつながりをつくるなどして，園児一人一人が安定して過ごすことができるようにする指導が必要である。特に，3歳の園児が多数

入園してくる時期は、一時、混乱は生じるが、長い目で見ると、園児一人一人がその混乱を乗り越え、心身の健やかな発達が促されるようにしていくことが重要である。このため、こうした発達を促すための指導が必要であることを踏まえて、ねらいと内容を組織していくことが大切である。

こうした入園から修了に至るまでの発達の一例を挙げれば、次のようなものとなる。

- ア) 保育教諭等との触れ合いを通して、安定していく時期
- イ) 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、自分で生活や遊びを広げていく時期
- ウ) 新たな友達（在園時間が異なる友達）との出会いから、保育教諭等と共に新しい園生活をつくり直す時期
- エ) 保育教諭等や友達と共に過ごす中で、園生活の仕方やきまりが分かり、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- オ) 友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期
- カ) 友達同士で目的を持って園生活を展開し、深めていく時期

発達の各時期にふさわしい具体的なねらいや内容は、教育・保育要領第2章の第1の各領域に示された「ねらい」や「内容」の全てを視野に入れるとともに、園児の生活の中で、それらがどう相互に関連しているかを十分に考慮して設定していくようにすることが大切である。

（5）教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成の実際

既に述べたように、教育及び保育に関する内容の全体的な計画は、各幼保連携型認定こども園において、全職員の協力の下に園長の責任において作成するものである。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、教育・保育要領等に基づいて行われる必要があり、全職員がそれぞれに示されていることについての理解を十分に持つとともに、実践を通して各幼保連携型認定こども園の実情に即した教育及び保育の内容に関する全体的な計画となるようにすることが大切である。

また、教育及び保育の内容や方法が園児の発達の実情に即したものでなければ、その効果を生み出すことができない。そこで、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成に当たっては、それぞれの幼保連携型認定こども園に累積されている資料などから園児の発達の過程や実情を的確に把握する必要がある。

さらに、各幼保連携型認定こども園は、地域環境や園自体が持っている人的・物的条件が違っており、それぞれ異なった特色を有している。園児の生活や発達はそのような条件に大きく影響を受けるものであり、このような園や地域の実態を把握して、特色を生かし、創意のある教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しなければならない。

作成の手順には一定したものはないが、その一例を挙げれば、およそ次のとおりである。

具体的な作成の手順について（参考例）

① 作成に必要な基礎的事項についての理解を図る。

- ・ 関係法令，教育・保育要領，教育・保育要領解説等の内容について共通理解を図る。
- ・ 自我の発達の基礎が形成される乳幼児期の発達，乳幼児期から児童期への発達についての共通理解を図る。
- ・ 幼保連携型認定こども園や地域の実態，園児の発達の実情等を把握する。
- ・ 社会の要請や保護者の願いなどを把握する。

② 各幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標に関する共通理解を図る。

- ・ 現在の教育及び保育が果たさなければならない課題や期待する園児像などを明確にして教育及び保育の目標についての理解を深める。

③ 園児の発達の過程を見通す。

- ・ 園生活の全体を通して、園児がどのような発達をするのか、どの時期にどのような生活が展開されるのかなどの発達の節目を探り、長期的に発達を見通す。
- ・ 園児の発達の過程に応じて教育及び保育の目標がどのように達成されていくかについて、およそ予測する。

④ 具体的なねらいと内容を組織する。

- ・ 園児の発達の各時期にふさわしい生活が展開されるように適切なねらいと内容を設定する。その際、園児の生活経験や発達の過程等を考慮して、園生活全体を通して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章の第1に示す事項が総合的に指導され、達成されるようにする。

⑤ 教育及び保育の内容に関する全体的な計画を実施した結果を反省、評価し、次の作成に生かす。

3 教育週数

2 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。

幼保連携型認定こども園において教育課程を編成し，これを実施するに当たって毎学年の教育課程に係る教育週数は，幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下，「設備及び運営基準」という。）第9条第1項第1号及び教育・保育要領に示されているとおり，特別の事情のある場合を除き，39週を下ってはならない。

特別の事情とは，台風，地震，豪雪などの非常変災，その他急迫の事情があるときや伝染病の流行などの事情が生じた場合のことを指している。

4 教育時間

3 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は，4時間を標準とすること。ただし，園児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。

幼保連携型認定こども園における1日の教育課程に係る教育時間については，設備及び運営基準第9条第1項第2号及び教育・保育要領に示されているとおり，園児の幼保連携型認定こども園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間が標準となっている。

それぞれの幼保連携型認定こども園においては，園児の年齢や教育・保育経験などの発達の違いや季節などに適した教育時間を定める必要がある。

5 保育時間等

4 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園

児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、この章の第2の3に規定する教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、設備及び運営基準第9条第1項第2号及び教育・保育要領第1章の第2の3に規定する教育時間を含む。）については、教育・保育要領に示されているとおり、1日につき8時間を原則としている。この場合、その地方における園児の保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して、各幼保連携型認定こども園の長たる園長が定めることとされている。

第3節 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

1 集団生活の経験年数が異なる園児に配慮した0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育

幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行うに当たっては、次の事項について特に配慮しなければならない。

- 1 当該幼保連携型認定こども園に入園した年齢により集団生活の経験年数が異なる園児がいることに配慮する等、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。

認定こども園法第11条に規定されているとおり、「幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども」である。この規定に基づき、幼保連携型認定こども園においては、満3歳以上で入園する園児と保育を必要とする子どもに該当する満3歳未満で入園する園児が在籍し、入園した年齢により集団生活の経験年数の異なる園児が共に生活することとなる。こうした生活や遊びの中では園児同士影響を及ぼし合う状況が生まれ、家庭や地域では体験できない育ち合いや学び合う関係が形成されるとともに、乳幼児期にふさわしい発達に必要な体験を豊かに積み重ねることが期待できる。このことは幼保連携型認定こども園ならではの特性であり、園児の健やかな成長のために特に配慮すべきことでもある。

一方で、園児一人一人の集団生活の経験年数の違いが、様々な園児の姿として現れることが予想される。特に、3歳児の学級においては、4月当初、生まれて初めて集団生活を経験する園児、満3歳から入園し入園から数か月集団生活を経験した園児、満3歳未満から入園し集団生活が長期にわたっている園児、集団生活を経験しているが他の保育所等から入園した園児などが共に生活することとなる。新しく4月に入園した園児だけでなく、集団生活に慣れている満3歳未満で入園した園児でも、4月当初の園生活に不安を持つ園児も少なからずいる。例えば、満3歳未満で入園した園児であっても、新しい園児の存在などに不安感を持ち、保護者から急に離れられなくなったり、今まで自分でできていたことを自ら行おうとせず保育教諭等へ甘えてきたりするなど、大人に強く依存する園児も出てくることだろう。また、保育教諭等を気にしつつも遠巻きにその様子を眺め、素直に自分の気持ちを出すことができない園児も出てくることだろう。このように4月当初は、自分の気持ちを様々な様相で表す園児がいることをしっかりと受け止めることが大切である。

しかし、発達という観点から見ると、園児の生活は0歳から連続してつながっているものである。自分の気持ちを様々な様子で表すことは、

周りの状況が分かるようになってきた発達の姿として捉えることもできるだろう。満3歳未満で入園した園児も満3歳以上で入園した園児も、安心した園生活の中で自分を出すことができるようになれば、同年齢のおおむね共通した発達の過程をたどるものでもある。

保育教諭等は、入園した年齢により集団生活の経験が異なることに配慮して、0歳から小学校就学前までの園児の発達の連続性を見通し、園児一人一人の発達の過程に応じ、一貫した教育及び保育を展開していくことが求められる。

そのためには、保育教諭等が園児一人一人の状況を把握し、その状況に応じた柔軟で応答的な環境の構成や発達の課題に即した指導を行うことが重要である。

(第1章 第1節 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標 34ページを参照，第1章 第2節 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成 60ページを参照，第3章 第3節 1 発達の過程に応じた教育及び保育， 2 発達の連続性を考慮した教育及び保育 267ページを参照)

2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮した教育及び保育の内容の工夫

2 園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫をすること。特に、入園及び年度当初においては、家庭との連携の下、園児一人一人の生活の仕方やリズムに十分に配慮して一日の自然な生活の流れをつくり出していくようにすること。

園児の一日の生活は、家庭や地域での生活と幼保連携型認定こども園

での生活とが連続しているとともに、生活のリズムは多様である。さらに、保護者の生活形態により園児の在園時間に長短があるとともに、入園時期や登園日数にも違いがある。このため、園児一人一人の状況に応じて、心身の負担に無理がなく自然な生活の流れをつくり出していくことができるように、教育及び保育の内容やその展開について工夫することが大切である。

特に、入園当初の園児は、心のよりどころとなる保護者からも、慣れ親しんだ家庭からも離れ、見知らぬ保育教諭等や園児と慣れない場所で生活することになる。保育教諭等は、入園時の教育及び保育に当たっては、こうした園児の不安な思いなどを理解して、その気持ちや要求に応えようと努めることが大切である。また、家庭との連携を密にし、園児一人一人の家庭での生活の仕方やリズムを把握し、家庭との連続性を図りながら園児一人一人の実情に合った生活や遊びの場など居場所をつくることが重要である。園児が保育教諭等との関係を基盤に徐々に園生活に慣れ親しみ、自分の居場所を見だし、周囲の環境にじっくりかかわることができるように援助していくことが大切である。

また、既に入園している園児にとっても、新しい園児との出会いは、不安と期待が入り混じり、自分と保育教諭等や新しい園児との関係をつくることに敏感になることもある。保育教諭等は入園してきた園児と進級した園児の双方にかかわりながら、園児同士が安定した関係を築くことができるよう援助していくことが必要である。

さらに、進級当初の園児も、新しい保育室や遊具等の環境の変化、保育教諭等や学級の集団の雰囲気等の変化により、慣れていた園生活に不安感や緊張感が大きくなることもある。園児一人一人の心身の健康状態、季節などに配慮して、必要に応じていつでも園児が安心して穏やかにくつろげる場を設けるなどの工夫をすることが大切である。

長時間在園する園児については、短時間の園児が降園した後は、落ち着いた家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごすことも必要である。例え

ば、家庭での生活と同じような和やかな雰囲気でも過ごすことができるようにしたり、地域での生活と同様に異年齢の園児との交流ができるように保育形態を工夫したり、高齢者を始めとした様々な人との触れ合いを持つことができるような活動を取り入れたりすることも必要である。さらに、夕方以降、順に園児が降園していく中においては、寂しさを感じる園児もいる。この時間帯の保育では、園児にとって特に安定した生活を過ごすことができるようにするなど、園児一人一人の生活のリズムに配慮する必要がある。

(第3章 第3節 3 一日の生活のリズムへの配慮 270ページを参照，
4 午睡 272ページを参照， 5 長時間にわたる保育 274ページを参照)

3 環境を通して行う教育及び保育

3 環境を通して行う教育及び保育の活動の充実を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成に当たっては、乳幼児期の特性を踏まえ、次の事項に留意すること。

- (1) 0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。
- (2) 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場と

の適切な調和等の工夫をすること。

- (3) 家庭や地域において異年齢の子どもとのかかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については、学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること。

(1) 発達の特徴を踏まえた工夫

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は環境を通して行うものであり、そのための環境は、園児が自ら興味や関心を持ち、自発的、主体的にかかわることが大切である。一方で、幼保連携型認定こども園は、0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を行うことから、発達の連続性への理解が必要であり、そのための環境は、園児の発達の特性を踏まえて工夫することが大切である。

満3歳未満の園児は、抵抗力が弱く、感染症などの疾病にかかりやすいこと、不慮の事故が生じやすいことを踏まえ、健康と安全の確保を十分に図ることが必要である。生活や遊びの各所で、衛生面に十分留意して清潔を保ち、遊具などの安全性を確保するように日々環境を整えることが求められる。また、歩行の獲得に伴い行動範囲が広がり、園児の探索活動は活発になる。したがって、園児が自分の力を発揮しながら十分に周囲の環境を探索したり、全身を動かして伸び伸びと遊んだりすることと、安全の確保や事故防止とを両立させるよう、環境を工夫することが必要である。また、園児一人一人の生育歴や発達の特性などの違いを理解し、温かく応答的にかかわる保育教諭等は、園児の情緒の安定をもたらす、園児の主体的な環境とのかかわりを促進する最も重要な存在である。

満3歳以上の園児については、園児が主体的に環境に働き掛けることで展開する遊びを中心とする活動を通して、発達に必要な様々な経験が

得られるように、環境を構成することが必要である。満3歳以上の園児は、具体的な事物に対して試行錯誤したり、新しい活動に挑戦したりしながら、自らの世界を広げていくものである。また、他の園児とのかかわりが深まり、他の園児から多くの刺激を受け、協同的な活動を通して成長する。したがって、保育教諭等は、園児の具体的な興味や関心、発達の実態を、きめ細かく把握し、その理解を環境の構成に反映させることが大切である。同時に、園児が生み出す活動の展開に合わせて環境をさらに再構成し、保育教諭等の意図と園児の主体性とが絡まり合うようにして、活動の充実を図ることが重要である。

例えば、様々な草花がある時期に、園庭にテーブル、すりこぎ、すり鉢が用意されることで、草花をすり潰して色水を作る遊びが生まれる。さらに、それが、色水をジュースに見立てて友達とイメージを共有しながら「ジュース屋さんごっこ」になる場合もあれば、色の微妙な違いを生み出し複数の色水を混ぜ合わせることを楽しみながら「色水研究所」の遊びになる場合もある。それぞれの場合に応じて、保育教諭等が、園児とやり取りしながら遊びに応じた道具を出したり、場の構成を行ったりすることで、遊びの充実の達成につなげる。このように、園児の発達を一つの側面ごとに捉えるのではなく、それぞれの側面を総合的に関連付けることが大切である。

(2) 在園時間の違い等による配慮

幼保連携型認定こども園においては、在園4時間で降園する園児もいれば、8時間在園する園児や、保護者の就労その他の家族の生活形態を反映した状況により在園時間が10時間を超える園児もいるなど、園児一人一人の在園時間が異なることから一日の園生活の過ごし方が多様である。

一日の生活が安定するように、園児の家庭での過ごし方や園での園児

の状態などについて保護者と情報交換をするなどして家庭と緊密な連携を図り、園児一人一人にとってふさわしい生活が展開できるようにすることが大切である。それによって家庭や地域、園生活の連続性を確保するとともに、例えば、園児の夕食や就寝時刻が遅くなり過ぎないための助言などをして、園児一人一人の一日の生活のリズムが整えられるよう工夫をする必要がある。

特に満3歳未満の園児については、睡眠時間や疲れやすさ等の個人差を踏まえ、園児の心身の状態に応じて睡眠や休息をとることができる環境を整えることが必要である。この頃の園児については、睡眠と覚醒のリズムは生活の基本であり、睡眠時の部屋の明るさや音、温度や湿度等の環境は、園児の睡眠の質を確保するために配慮することが大切である。また、この頃の園生活においては温かな雰囲気大切に、園児一人一人が自分の興味を持った好きな遊びを十分に楽しむことができるように空間の配置や遊具の種類と数などを考慮して環境を構成することが必要である。園児一人一人の個人差に柔軟かつ丁寧に対応することが大切であり、楽しいことやうれしいことを共有でき、不安なときや悲しいときに頼ることができる存在として保育教諭等の役割は重要である。

満3歳以上の園児については、集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場の配置などの環境の構成を、その場で行われる活動に合わせて意図的にかつ柔軟に行うことが必要である。例えば、集中して遊ぶ場では、遊びの充実や発展につながる多様な材料や道具が用意されたり、友達と活発に体を動かしたりすることを想定して環境を構成することが必要である。一方、家庭的な雰囲気にくつろぐ場では、園児一人一人が静かに自分のペースで落ち着いて過ごすことを意図して環境を構成することが大切である。

(3) 異年齢交流

幼保連携型認定こども園は、0歳から就学前までの園児が共に生活する場である。

少子化により家庭や地域で年齢の異なる子ども同士でかかわる機会が減少しており、異年齢の子ども同士の交流は子どもの発達にとって重要である。年上の子どもにとって年下の子どもとのかかわりは、相手に合わせて手助けをしたり、優しい言葉を掛けたりなど、他者へのいたわりや思いやりの気持ちや態度を身に付ける機会である。一方、年下の子どもにとって年上の子どもとのかかわりは、年上の子どもの姿から憧れの気持ちを抱いたり、新たな活動への挑戦の意欲を持ったり、年下の子どもに優しく接することを学んだりする機会である。

したがって、幼保連携型認定こども園においては、同一年齢の園児からなる学級による集団活動とともに、異年齢の園児同士がかかわる機会を適切に組み合わせて設定することが必要である。具体的には、各学年、学級の活動時間や場所を工夫するなどして、日常の園生活の中で自然に異年齢の園児の姿を目にしたり、交流が生まれたりするようにすることが必要である。例えば、年上の園児の劇遊びや店屋ごっこに年下の園児を客として招いたり、虫に対する興味を同じくする異年齢の園児と一緒にダンゴムシを探したりする。また、行事等において異年齢の園児同士の交流が生まれるように意図的に計画することが大切である。具体的には、年下の園児の身体測定に着替えを年上の園児が手伝ったり、栽培した野菜の調理活動を異年齢の園児で構成したグループで行ったりする。なお、これらの活動を充実させるには、園児の発達の状況や生活の実態に応じて、異年齢交流ならではの心情や態度が養われるように、そのねらいと内容を活動ごとに明確化し、環境構成や援助の在り方を検討することが重要である。

4 幼保連携型認定こども園における養護

4 養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るため、幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては、次の事項に留意すること。

養護とは、園児の生命の保持及び情緒の安定を図るために保育教諭等が行う援助やかかわりである。

(1) 生理的欲求や健康増進からの留意事項

(1) 園児一人一人が、快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに、その生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにするため、次の事項に留意するものとする。

園児の生命を守り、園児一人一人が快適に、そして健康で安全に過ごすことができるようにするとともに、園児の生理的欲求が十分に満たされ、健康増進が積極的に図られるようにすることは、園児一人一人の生きることそのものを保障することである。それは、日常の生活の中での保育教諭等の具体的なかかわりにより実現されるものである。園児一人一人の健康と安全がしっかりと守られるとともに、園全体で園児の健康増進を図っていくことが求められる。

① 園児一人一人の健康状態等の把握

ア 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。

園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態を把握するために、家庭での食事、睡眠などについて保護者から情報を得ることが必要である。また、登園時の健康観察、教育及び保育を行っている際の様子も日々の生活の中で必ず行うことが重要である。

特に、乳児期の園児に対しては、常に体の状態を細かく観察し、疾病や異常を早く発見することが大切である。また、生後6か月を過ぎると母親から受け継いだ免疫がなくなり始め、感染症にかかりやすくなるため、朝の受入れ時はもちろんのこと、保育を行っている際に、機嫌、食欲などの観察を十分に行い、発熱などの体の状態に変化が見られたときは適切に対応する必要がある。

乳児期の園児は疾病に対する抵抗力が弱く、容態が急変しやすいことを十分認識し、教育・保育要領第1章の第3の5で示されていることを踏まえ、職員間で連携を図りながら、適切かつ迅速に対応することが重要である。

② 疾病や事故防止

イ 家庭との連携を密にし、学校医等との連携を図りながら、園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

疾病予防については、保護者との連絡を密にしながら園児一人一人の状態に応じて、学校医やかかりつけ医などと相談して進めていくことが必要である。保育教諭等が園児の疾病について理解を深めるとともに、感染予防に心掛け保護者に適切な情報を伝え、啓発していくことも大切である。衛生的な環境への細心の注意を払い、保育室、衣類や寝具、遊具など、園児の周囲の環境を点検することが大切である。事故防止については、園児一人一人の発達の特性や発達の過程を踏まえ、園児一人一

人の行動を予測し、起こりやすい事故を想定しつつ、環境に留意して事故防止に努めることが重要である。園児の成長に伴い行動範囲が広がるため、その活動を保障し、幼保連携型認定こども園全体で安全点検表などを活用しながら対策を講じ、安心、安全な環境の維持及び向上に努めることが大切である。

③ 生理的欲求の対応等

ウ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的なかわりを通して、園児の生理的欲求を満たしていくこと。また、家庭と協力しながら、園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

幼保連携型認定こども園においては、保健面や安全面に関して十分に配慮された環境が必要である。また、細やかに清掃され衛生的な場であり、明るさ、温度、湿度、音などについても配慮が常に必要である。さらに、園児が安心して探索活動をし、伸び伸びと体を動かして遊ぶことのできる環境が必要である。こうした環境の下で、保育教諭等が応答的にかかわりながら食欲や睡眠などの生理的欲求を満たしていくことが、園児一人一人の健やかな成長の支えとなる。園児の欲求に応え、語り掛けながら優しく対応をすることにより、園児は心地よく、自分の働き掛けへの応答的な行為の意味を感じ取る。

送迎時の保護者との会話や連絡帳、懇談会などを通し、積極的に家庭との情報交換を行い、24時間を見据えた園児の生活全体を考慮して、園児の食事、睡眠、休息、遊びなどが無理なく営まれることが大切である。そして、園児一人一人の生活に合わせ、時には柔軟な対応を図り、家庭と協力して園児の生活や発達の過程等にふさわしい生活のリズムがつけられることが大切である。

④ 発達の過程に応じた運動と休息等

エ 園児の発達の過程等に応じて、適度な運動と休息をとることができるようにすること。また、食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

園児の発達を見通し、はう、歩く、走る、登る、跳ぶ、くぐる、押す、引っ張るなど全身を使う運動を適度に取り入れ、それぞれの状態にあった活動を十分に行うことが重要である。休息は、心身の疲労を癒やし、緊張を緩和し、園児が生き生きと過ごすためには大切なことである。園児一人一人の発達の過程等に応じて、生活のリズムに合わせ安心して適度な休息をとることができるようにするとともに、保育教諭等においては、生活のリズムの静と動のバランスに配慮して、教育及び保育の内容を柔軟に取り扱う必要がある。

食事は、楽しい雰囲気の中で喜んで食べることが大切である。友達と一緒に食事をし、様々な食べ物を食べる楽しさを味わうことで、教育・保育要領第1章の第3の5（3）で示されている食育の推進が図られることが大切である。授乳するときは抱き、ほほえみ掛けながら、ゆったりとした気持ちで行うことが大切である。離乳の時期や方法については、保護者と情報を交換し、学校医や栄養教諭、栄養士、調理員等と相談しながら園児一人一人に合わせて慎重に進める必要がある。

健康や安全等、生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身に付けることは、園児が自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となるものである。食事、排泄^{せつ}、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどの生活習慣の習得は、急がせることなく、園児の様子をよく見て、園児一人一人にとって適切な時期に適切な援助をしていくことが大切である。保育

教諭等は見通しを持って、園児に分かりやすい方法でやり方を示す等、適切な援助を行い、園児一人一人が達成感を味わうことができるようにすることが大切である。園児が、自信や満足感を持ち、もっとやってみようとする意欲を高めることが大切である。

(2) 情緒の安定の観点からの留意事項

(2) 園児一人一人が安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし、心身の疲れが癒やされるようにするため、次の事項に留意するものとする。

園児一人一人が保育教諭等に受け止められながら、安定感を持って過ごし、自分の気持ちを安心して表すことができることは、園児の心の成長の基盤になる。周囲の大人や園児から、かけがえのない存在として受け止められ認められることで、自己を十分に発揮していくことができ、それが自己を肯定する気持ちを育み自分への自信につながる。特に、保育教諭等が園児一人一人を人格を持った主体として尊重し、かけがえのない存在として受け止めることが大切である。また、そのことにより園児一人一人において保育教諭等や周囲の人への信頼感が育っていく。乳幼児期において、自己肯定感が人との相互的なかわりにより育まれていくことは、園児の将来にわたる心の基盤を培う意味で重要である。

一方、園児の状態を把握し、心身の疲れが癒やされることは、長時間にわたり幼保連携型認定こども園で過ごす園児にとって必要なことである。園児の情緒の安定を図り、その心の成長に寄り添い、園児一人一人の心の成長を助け、園全体で園児主体の保育を実践していくことが大切

である。情緒の安定にかかわる教育及び保育の内容は、生命の保持と相互に関連するとともに、領域「人間関係」に示されている事項と深くかかわることに留意する必要がある。

① 応答的な触れ合いや言葉掛け

ア 園児一人一人の置かれている状態や発達のプロセスなどを的確に把握し、園児の欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

保育教諭等は、園児一人一人の心身の状態や発達のプロセスを的確に把握し、それぞれの園児の欲求を受け止め、園児の気持ちに沿って対応していくことが大切である。また、園児にとってどうすることが望ましいのかを検討し、教育及び保育を行っていくことが大切である。

園児は、自分がしてほしいことを心地よくかなえられると安心し、自分の欲求をかなえてくれた人に対し、親しみと信頼感を抱くようになる。また、日頃より、自分に向けられる優しいまなざしや態度から、自分が認められ愛されていることを感じ、自分からもそうしたまなざしや態度を示していく。保育教諭等とのこうした温かなやり取りやスキンシップが積み重ねられることにより、園児は安定感を持って過ごすことができるようになる。特に、乳児期の園児が十分にスキンシップを受けることは、心の安定につながるだけでなく園児の身体感覚を育てる。肌の触れ合いの温かさを実感することにより、人とのかかわりの心地よさや安心感を得て、自ら手を伸ばし、スキンシップを求めるようになっていく。こうした保育教諭等との触れ合いは園児自身の喜びとなり、応答的なやり取りや言葉掛けが豊かになる中で、園児は保育教諭等の気持ちや言葉の表す意味を理解していく。

② 信頼関係の構築

イ 園児一人一人の気持ちを受容し、共感しながら、園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

保育教諭等が園児一人一人の気持ちや心の声を聴き取り、適切に応答していくことは教育及び保育の基本であり、人への信頼感はこちらかかわりが継続的に行われることを通して育まれていく。園児は自分の気持ちに共感し、応えてくれる人がいることで、自分の気持ちを確認し、安心して表現し、行動するものである。

また、保育教諭等が園児と向き合う中で、自らの思いや願いを園児に返していくことにより、園児もまた保育教諭等の存在を受け止め、その気持ちを理解するようになる。保育教諭等の温かい受容的な雰囲気とともに、自分への気持ちや期待を、園児は敏感に感じ取るものである。

生涯にわたる人との信頼関係の基盤が園生活によって培われていくとともに、互いに認め合い信頼されるかかわりを育み、園児の心を豊かに育てていくことは、保育教諭等の責任であることを認識することが大切である。

③ 自分への自信や自己肯定感の育成

ウ 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けること。

自分への自信や自己肯定感を育てていくことは、教育及び保育の大切なねらいの一つである。園児一人一人が日々の生活の中で主体性や生きることへの意欲を育てていることを、保育教諭等は心に刻んで園児とかかわることが大切である。そのためには、園児一人一人の人格を尊重し、

生命への尊厳を感受する保育教諭等の倫理性が重要である。

また、園児の主体的な活動を促す環境を計画的に構成し、園児自らが環境にかかわり体得していくことが大切である。その姿を見守り、共感しながら、ときには励まし、必要な助言をし、環境を再構成しながら保育教諭等も園児一人一人と一緒に楽しんでいくことが必要である。

大切なことは時間を掛けてゆっくりと醸成されるものである。目に見えない心の育ちや人やものとの出会いの中で芽生える園児の様々な感情や考えを受け止め、多様な体験が積み重なる中で成長していく過程を見守り、園児の自己肯定感が育まれていくことが重要である。主体としての園児を認め、肯定する気持ちを言葉や態度で園児に伝えることにより、園児は自分への自信や人への信頼感を獲得していくのである。

④ 適切な食事や休息

エ 園児一人一人の生活のリズム，発達の過程，在園時間などに応じて，活動内容のバランスや調和を図りながら，適切な食事や休息がとれるようにすること。

幼保連携型認定こども園で長時間過ごす園児の生活は、夜型になりやすく、就寝時刻も遅くなりがちである。また、園児は保護者の就労状況や家庭での食生活などの影響を受けるものである。乳幼児期の園児にふさわしい生活のリズムや、その心身の成長を支える食事や適度な休息は重要であり、保育教諭等は園児の生活を見通して、家庭と協力しながら適切に援助していくことが大切である。

園児は、睡眠や食事が不十分で、心身の疲れがたまると、情緒が安定せず、不機嫌になり、活動への意欲が衰えるものである。保育教諭等は園児一人一人の心身の状態に応じてきめ細やかに対応していくことが大切である。

いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、園児が心身の疲れを癒やすことができるようにしていくことが大切である。また、午睡は、園児の年齢や発達の過程、家庭での生活や教育及び保育の時間などを考慮して、必要に応じてとることが大切である。園児の家庭での就寝時刻に配慮し、午睡の時間や時間帯を工夫し、柔軟に対応することが大切である。

さらに、園児の生活時間全体に留意しながら一日の生活の流れを見通し、発散、集中、リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図ることが大切である。

5 園児の健康及び安全

5 園児の健康及び安全は、園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから、次の事項に留意するものとする。

園児の生命と心の安定が保たれ、健やかな生活が確立されることは、日々の教育及び保育の基本である。そのためには、園児一人一人の健康状態や発育及び発達の状態に応じ、園児の心身の健康の保持、増進を図り、危険な状態の回避等に努めることが大切である。教育及び保育は、健康と安全を欠いては成立しないことを、園長の責務の下に全職員が共通して認識することが必要である。

また、幼保連携型認定こども園は、園児が集団で生活する場であり、教育及び保育における健康と安全は、園児一人一人に加えて、集団の園児の健康と安全から成り立っていると言える。

園児の健康と安全は大人の責任において守らなければならないものであり、園児自らが健康と安全に関する力を身に付けていくことでもある。特に、教育及び保育における園児の健康と安全は、疾病異常や傷害への

保育教諭等からの対応だけでなく，園児による心身の健康の増進と健やかな生活の確立を目指す積極的な実践が望まれる。

(1) 健康支援

① 健康状態や発育及び発達の状態の把握

ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握

- (ア) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために，園児の健康状態や発育及び発達の状態について，定期的，継続的に，また，必要に応じて随時，把握すること。
- (イ) 保護者からの情報とともに，登園時及び在園時に園児の状態を観察し，何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には，保護者に連絡するとともに，学校医と相談するなど適切な対応を図ること。
- (ウ) 園児の心身の状態等を観察し，不適切な養育の兆候が見られる場合には，市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し，児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また，虐待が疑われる場合には，速やかに市町村又は児童相談所に通告し，適切な対応を図ること。

1) 心身の状態の把握の意義

園児一人一人の健康状態，発育及び発達の状態に応じて教育及び保育とともに，保育教諭等が，定期的，継続的に，また必要に応じて随時，教育及び保育を行う際に園児の心身の状態を把握することが極めて重要である。

園児一人一人の健康状態を把握することによって、園全体の園児の疾病の発生状況も把握でき、早期に疾病予防策を立てることに役立つ。また、慢性的疾患や障害の早期発見、不適切な養育等の早期発見にも有効である。

2) 健康状態の把握の方法

園児の健康状態の把握は、学校医による定期的な健康診断に加え、保育教諭等による毎日の園児の心身の状態の観察、さらに保護者からの園児の状態に関する情報提供によって総合的に行うことが必要である。なお、園児一人一人の生育歴に関する情報は、母子健康手帳等の活用が有効である。その際、保護者の了解を求めるとともに、守秘義務についても十分に配慮することが大切である。

3) 把握の実際

【健康観察】

毎日の健康観察は、園児の心身の状態をきめ細かに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見付け出すことである。観察すべき事項は、機嫌、食欲、顔色、活動性等の全ての園児に共通した項目と園児一人一人の特有の所見・病気等に伴う状態である。また、同じ園児でも発達の過程により所見の現れ方が異なることがあり、園児の心身の状態を日頃から把握しておくことが必要である。

【発育及び発達の状態の把握】

乳幼児期の最も大きな特徴は、発育・発達が顕著であることである。発育・発達は、出生後からの連続した現象であり、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握することが必要であり、それらを踏まえて教育及び保育を行う必要がある。発育及び発達の状態は、先天的要因、生後の疾病異常、栄養摂取状況、家庭での子育てや幼保連携型認定こども園等の教育及び保育の影響も受ける。そのため、発育及び発達の状態の把握は健康状態の見極めだけでなく、家庭での子育てや幼保連携型認定こども園における教育及び保育の振り返りにも有効である。発育状態

の把握の方法としては、定期的に身長や体重を計測し、前回との比較をする方法が最も容易で効果的である。あわせて、肥満ややせの状態も調べることが大切である。これらの結果を、各家庭にも連絡し、家庭での子育てに役立てるようにする。精神運動機能の発達は、園児の日常の言動や生活等の状態の丁寧な観察を通して把握することが必要である。

発達は、脳神経系の成熟や疾病異常に加えて、出生前、出生時の健康状態や発育及び発達の状態、生育環境等の影響もあり、さらに個人差も大きく、安易に予測や判断をすることは慎むべきである。

4) 把握結果への対応

園児の心身の状態については、日々、必要に応じて保護者に報告するとともに、留意事項などについても必要に応じて助言することが大切である。発熱などの異常が認められた場合、また傷害が発生した場合には、保護者に連絡をするとともに、状況に応じて、学校医やかかりつけ医等の指示を受け、適切に対応することが重要である。

長期の観察によって、疾病や障害の疑いが生じたときには、保護者に伝えるとともに、学校医や専門機関と連携しつつ、対応について話し合い、それを支援していくことが必要である。

また、疾病や傷害発生時や虐待に対してそれぞれに活用できるマニュアルを作成し基本的な対応を決め、全職員が適切に実践できることが必要である。この場合、学校医や看護師等はもとより栄養教諭や栄養士等の専門的機能が発揮されることが望ましい。

5) 虐待の予防・早期発見等の対策

【虐待対策の必要性】

幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の状態や家庭での生活、養育の状態等が把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能である。保護者からの相談を受け、支援を行うことで、虐待発生の予防的機能も可能である。また、マニュアルを作成し、施設全体の共通認識の下に、組織的に対応すること、さらに、市町

村を始めとする関係機関とも密接な連携を図ることが必要である。

【虐待等の早期発見】

虐待等の早期発見に関しては、園児の身体の状態、情緒面や行動、養育の状態等について、ふだんからきめ細かに観察することが必要である。また、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることも必要である。

保育教諭等が園児の状態を把握するための視点として以下のことが挙げられる。

- ・ 園児の身体の状態では、低身長、やせているなどの発育障害や栄養障害、不自然な傷、皮下出血、骨折、火傷^{やけど}、虫歯が多い、急な虫歯の増加等。
- ・ 心や行動の状態では、おびえた表情、暗い表情、極端に落ち着きがない、激しい癩癩^{かんしゃく}、笑いが少ない、泣きやすい、言葉が少ない、多動、不活発、攻撃的行動、衣類の着脱を嫌う、食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等。
- ・ 不適切な養育状態では、不潔な服装や体、歯磨きをしていない、予防接種や医療を受けていない状態等。
- ・ 保護者や家族の状態では、園児のことを話したがない、園児の心身について説明しない、園児に対する拒否的態度、しつけが厳し過ぎる、叱ることが多い、理由のない欠席や早退、不規則な登園時刻等。

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見したときの対応】

虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見したときの対応として、幼保連携型認定こども園では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育が不適切になるおそれがあると思われる場合に、常に予防的に精神面、生活面を援助していく必要がある。上記の種々の事項に応じて、実際に不適切な養育が起こっていると疑われる場合や気になるケースを発見したときは、速やかに市町村を始めとする関係機関と連携を取

ることが必要である。

特に、保護者による児童虐待のケースについては、児童相談所などの関係機関との連携が必要になる。児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）では、児童虐待を受けたと思われる児童（18歳に満たない者をいう。）を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとしている。また、この場合において、守秘義務は通告する義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないとしている。

② 健康増進

イ 健康増進

- (ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第1項の健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い、教育及び保育に活用するとともに、保護者が園児の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

1) 保健計画の作成と実践

学校保健安全法第5条の学校保健計画の策定等においては、「学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければ

ならない。」と規定されている。

学校保健計画とは、学校における児童生徒等、教職員の保健に関する事項の総合的な計画である。

幼保連携型認定こども園においては、園児一人一人の生活のリズムや食習慣などを把握するとともに、年間の学校保健計画を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助することが大切である。

【生活のリズム】

睡眠、食事、遊びなど一日を通した生活のリズムを整えることは、心身の健康づくりの基礎となる。保護者の理解と協力を得ながら、家庭と園生活のリズムがバランスよく整えられるよう配慮することが大切である。

【生活習慣】

日々の教育及び保育の中で園児が健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう、発達の過程に応じ、体の働きや生命の大切さなどを伝え、手洗い、歯磨き、排泄後の始末などの基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう指導することが必要である。排泄の自立の援助は、その生理的機能の発達の個人差や情緒面での配慮がより重要であり、家庭と幼保連携型認定こども園との連携が必要である。

体力づくりについては、園児一人一人の発育及び発達の状態や日々の健康状態に配慮しながら、日常的な遊びなどを通して体力づくりができるように考慮することが必要である。

保護者との連携では、保護者に日々の健康状況や健康診断の結果などを報告し、疾病時の看護の方法や感染予防の対応などを伝えたり、保護者会などの機会を通して健康への理解を深める働き掛けをしたりするなど、計画的に連携を図ることが大切である。

2) 健康診断の実施

健康診断は、学校保健安全法の規定に基づいて行われる。学校保健安全法第1条においては、「この法律は、学校における児童生徒等及び職

員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と規定されており、その保健管理の中核となるのが健康診断である。

具体的には、学校保健安全法第13条第1項においては、「学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。」こととされている。

また、学校保健安全法第14条においては、「学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。」とされている。

この事後措置については、学校保健安全法施行規則第9条において、次のとおり規定されている。

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）

（事後措置）

第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行ったときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導す

ること。

五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

六 学習又は運動・作業の軽減，停止，変更等を行うこと。

七 修学旅行，対外運動競技等への参加を制限すること。

八 机又は腰掛の調整，座席の変更及び学級の編製の適正を図ること。

九 その他発育，健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

- 2 前項の場合において，結核の有無の検査の結果に基づく措置については，当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて，とるものとする。

保育教諭等は，健康診断に際し，園児一人一人の健康状態，発育及び発達の状態や保護者からの質問などを学校医に伝え，適切な判断や助言を受けることが大切である。診断結果は，日々の園児の健康を管理する際に，有効に活用できるよう記録し，家庭にも連絡することが必要である。特に受診や治療が必要な場合には，学校医と連携しながら保護者に丁寧に説明することが必要である。

健康診断の結果によっては，学校医と相談しながら適切な援助が受けられるよう市町村や保健・医療・障害児支援関係機関等との連携を図ることが必要である。

歯科健診についても，計画的に実施し，結果を記録し保護者に伝えることが必要である。歯・口の健康は，生涯にわたる健康づくりの基盤であり，歯磨き指導等を計画するなど保護者や園児が関心を持つことができるよう援助することが大切である。

③ 疾病等への対応

ウ 疾病等への対応

- (ア) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合には、その園児の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (イ) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全ての職員に連絡し、協力を求めること。また、感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。
- (ウ) 園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。

幼保連携型認定こども園における園児の疾病等への対応は、在園時の体調不良のみならず、慢性疾患に罹患している園児等を含めて、園児の生命保持と健やかな発育・発達を確保していく上で極めて重要である。養護教諭や看護師等が配置されている場合、その専門性を生かした対応を図ることが必要である。

1) 在園時に体調不良や傷害が発生した場合

保護者に園児の状況等を連絡するとともに、適宜、学校医やかかりつけ医と相談するなどの対応が必要である。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣^{けいれん}といった園児の症状の急変や事故など救急対応が必要な場合には、学校医やかかりつけ医、又は、適切な医療機関に指示を求め、受診

することが大切である。必要な場合は救急車の出動を要請するなど、迅速に対応することも必要である。

なお、在園時に園児の体調不良や傷害が発生した場合には、様々な家庭の状況があることに配慮し、適切に対応していくことが必要である。

また、園児の症状に対して、全職員が正しい理解を持ち、基本的な対応等についても、熟知することも大切である。

2) 感染症の集団発生予防

【予防接種の勧奨】

予防接種は、園児の感染症予防にとって欠くことのできないものである。幼保連携型認定こども園においては、学校医やかかりつけ医の指導の下に、計画的に接種することを奨励することが重要である。

【予防接種歴や感染症の把握】

入園の際には、母子健康手帳等を参考に、園児一人一人の予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しておくことが大切である。その後、新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には、保護者から園に報告してもらい情報を共有することが重要である。

【感染症の疑いのある園児等を発見したときの対応】

園長は、園内において、感染症にかかっている、又は、感染症にかかっている疑いのある園児を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させるとともに、医務室等にて他の園児と接触することのないように配慮したり、消毒を行ったりするなどその他適当な処置をすることが大切である。その際、保護者と連絡を密にすることが求められる。

保護者には、かかりつけ医等の診察、治療や指導を受けるように助言することが大切である。

園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある園児がいるときは、出席を停止させることができる。また、学校医の指導の下、他の保護者にも連絡を取り、感染の有無、経過

観察等について理解を求めることが大切である。

感染症に罹患した園児については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に沿って学校医やかかりつけ医の指示に従うように保護者に協力を求めることが重要である。

【出席停止期間】

学校伝染病として定められた感染症に罹患した園児が登園を再開する時期については、その出席停止期間を守らなければならない。

感染症が発生した場合には、学校医等の指示に従うとともに、必要に応じて市町村、保健所等に連絡し、その指示に従う。なお、出席停止が行われた場合には、保健所に連絡するとともに、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

3) 保健室等の整備

体調不良の園児が安静を保ち安心して過ごすことができるよう、また他の園児への感染防止を図ることができるよう、保健室の環境を整備することが必要である。また、救急用の薬品、包帯等を常備し、全職員が適切な使用法を習熟することが重要である。

4) 与薬への留意点

幼保連携型認定こども園において薬を与える場合は、医師の指示に基づいた薬に限定する。その際には、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させる。

保護者から預かった薬については、他の園児が誤って内服することのないように施錠のできる場所に保管する等、管理を徹底することが重要である。

与薬に当たっては、複数の保育教諭等で、重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等がないよう確認することが重要である。

座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う。

5) 個別的な配慮を要する園児への対応

【慢性疾患を持つ園児への対応】

慢性疾患を持つ園児への対応は、そのかかりつけ医及び保護者との連絡を密にし、病状の変化や教育及び保育の内容の制限等について保育教諭等が共通理解を持つことが必要である。また、対象となる園児の扱いが特別なものにならないように配慮し、他の園児又は保護者に対しても、病気を正しく理解できるように留意することが大切である。

【肢体不自由児等への対応】

肢体不自由児等、療育が求められる園児に対し、保護者及び障害児支援関係機関と密接に連携し、教育及び保育を行っている際でも可能な限り療育の課題に留意することが大切である。

【アトピー性皮膚炎等への対応】

アトピー性皮膚炎が疑われる場合には、保護者にかかりつけ医等の指示を受けるよう助言することが大切である。

また、誤食に伴う急性の発疹^{しん}の際は、必要な場合は救急車の出動を要請するなど直ちに専門医に救急受診することが大切である。

【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）は、それまで元気だった乳児が、事故や窒息ではなく主に眠っている間に突然死亡してしまう病気である。日本での発症頻度はおよそ出生6,000人から7,000人に1人と推定され、生後2か月から6か月に多く、1歳以上はまれである。

寝かせ始めにあおむけ寝にすることが重要である。何よりも、一人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながるものである。

たばこは、SIDS発生の大きな危険因子であり、保護者が喫煙する場合、保護者が喫煙しない場合に比べ、SIDSの発症率が約4.7倍高

いと報告されている。妊婦や乳児の近くでの喫煙は不適切である。これには身近な人の理解も大切であり、日頃から喫煙者に協力を求めることが大切である。

母乳で育てられているとSIDSの発症率が低いと報告されている。人工乳（粉ミルク）がSIDSを引き起こすわけではないが、喜んで母乳を飲み、体重が順調に増えているなら、できるだけ母乳を与えることが大切である。

何よりも入園の際に、SIDSに関する情報を保護者に提供することが重要である。その上で、入園当初の観察を十分に行うことが大切である。

【その他の医療的ケアを必要とする園児への対応】

在宅医療の普及に伴い、様々な医療的ケアを必要とする園児の入園が求められることもあり、幼保連携型認定こども園で医療的ケアを必要とする園児を受け入れる場合には、かかりつけ医や学校医、養護教諭や看護師等と十分に協議するとともに、協力医療機関とも密接な連携を確立することが大切である。また、市町村からの支援を受けるなどの体制を整えることが重要である。

なお、医療的ケアの限界と困難度等について、保護者の十分な理解を得るようにすることも大切である。

【救急蘇生法等について】

救急蘇生を効果的に行うためには、園児の急変を早期に発見することが重要であり、日常的な保健管理の在り方が大きな意味を持つ。保育教諭等を始め全職員は、各種研修会等の機会を活用して、救急蘇生法や応急処置について熟知しておく必要がある。

【病児保育事業を実施する場合の配慮】

幼保連携型認定こども園に併設して病児保育事業を実施する場合には、専従の看護師等を配置し、学校医、連携医療機関と密接な連携を図る。また、他の園児への感染予防のため、通常の保育室とは分離された

専用室（保健室・通常使用しない保育室等）を整備することが必要である。保育中に急性期の病状が見られた場合には、保護者に連絡し、早期にかかりつけ医を受診するように助言するなどの対応も必要である。

(2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

① 環境及び衛生管理

ア 環境及び衛生管理

- (ア) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第6条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに、園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。

学校環境衛生基準とは、学校保健安全法に基づき、旧ガイドラインの「学校環境衛生の基準」の内容を踏まえつつ、各学校や地域の実情により柔軟に対応し得るものとなるよう必要な検討を進め、文部科学省が策定し、平成21年4月から施行している基準である。

学校環境衛生基準については、学校保健安全法第6条に次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校環境衛生基準）

第6条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清

潔保持その他環境衛生に係る事項（学校給食法（昭和29年法律第160号）第9条第1項（夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）第7条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第6条において準用する場合を含む。）に規定する事項を除く。）について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

- 2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。
- 3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

1) 温度等の調節

季節や施設の立地条件によっては、冷暖房や加湿器なども活用しながら室温、湿度を調節し、換気を行うことが必要である。さらに、部屋の明るさ、音や声の大きさなどにも配慮し、心身の健康と情緒の安定が図られるよう環境を整えることが大切である。

2) 衛生管理

園児は、心身ともに未熟で抵抗力が弱く、容易に病気や感染症にかかる。そのため、日頃から清掃・消毒等に関するマニュアルを活用し、常に清潔な環境を保つことができるよう配慮することが大切である。その際、清掃薬品・消毒薬などは、鍵のかかる場所、又は、園児の手の届かない場所で保管・管理し、安全の徹底を図ることが必要である。

【衛生管理の項目】

衛生管理の項目として幼保連携型認定こども園では、保育室、乳児室

(又はほふく室)、遊戯室、調理室、調乳室、便所、園庭、プールなどの衛生管理の配慮が必要である。

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ、コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃、おむつ交換台、便所、便器、汚物槽、ドアノブ、手洗い等の蛇口や沐浴槽などの消毒剤や消毒液などを用いての清掃が必要である。

調理室や調乳室では、室内及び調理・調乳器具、食器、食品の品質管理、入室の際の白衣や三角巾の着用とその清潔が大切である。

園庭や砂場では、動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒、小動物など飼育施設の清潔等が大切である。

プールでは、消毒や水の管理、安全管理の徹底、感染症の予防等が大切である。

3) 食中毒発生時の対応

食中毒が疑われる場合に、対象となる症状が認められる園児は別室に隔離し、保護者に連絡するとともに医療機関への受診が必要である。また、学校医や保健所などの関係機関と連携し迅速な対応が重要である。園長、栄養教諭、栄養士、養護教諭や看護師等は、園児・園児の家族・職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合は医療機関への受診を勧めることが大切である。また、食中毒発生に関するマニュアルの作成と全職員への周知も大切である。

嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染の予防に努めることが重要である。その際、マスクや使い捨て手袋などを用いることが必要である。また、手指などの消毒を徹底することが重要である。

食中毒発生時は、保健所の指示に従い、給食の中止、園内の消毒、職員や園児の手洗いを徹底することが重要である。また、必要に応じて、行事を控えるなど感染拡大を防ぐよう対応することが重要である。

食中毒の予防・衛生管理の一環として、調理前の食品の管理や職員が確認すべき事項について計画表を作成するとともに、食中毒発生時に原

因究明を行うことができるよう検食と記録を取り、保管することが重要である。

園児が調理体験を行う場合は、衛生・安全面での事故を防止するため、留意すべき点検項目を作成し、保育教諭等に周知徹底することが大切である。

4) 園児への衛生指導

日常的に、清潔の習慣が身に付くよう配慮することが大切である。特に、手洗いについては、正しい手の洗い方を指導することが重要である。また、動物の飼育をしている場合は、世話の後、必ず手洗い等を徹底させることが重要である。

調理体験の際は、服装、爪切り、手洗いなど衛生面、また、調理器具への安全面の指導に留意することが必要である。

5) 職員の衛生知識の向上と手順の周知徹底

嘔吐物や便等の処理に当たっては、手洗いの徹底、マスクや使い捨て手袋の使用など、感染防止のための処理方法を周知徹底することが重要である。また、感染防止の観点から、身に付けていた衣服は着替えることが重要である。

調乳や冷凍母乳を取り扱う場合や園児の食事の介助の際には、消毒を行う等、衛生に十分配慮することが重要である。

職員は2) 衛生管理に記載されている事項を十分に踏まえ、自己の健康管理に十分に留意し、特に感染症が疑われる場合には速やかに園長に報告し、自らが感染源とならないように適切に対処することが必要である。

② 事故防止及び安全対策

イ 事故防止及び安全対策

- (ア) 在園時の事故防止のために、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- (イ) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また、園児の精神保健面における対応に留意すること。

学校保健安全法第27条には、学校安全計画の策定について、次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（学校安全計画の策定等）

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

1) 日常の安全管理

園児の環境の安全は、重要な課題である。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要である。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、専門技

術者による定期点検を実施することが重要である。

園児が日常的に利用する散歩経路や公園等についても，異常や危険性がないか，工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど，その情報を全職員で共有するなど園児の安全を確保することが大切である。

学校保健安全法第29条においては，危険等発生時対処要領の作成等について，次のとおり規定されている。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第29条 学校においては，児童生徒等の安全の確保を図るため，当該学校の実情に応じて，危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は，危険等発生時対処要領の職員に対する周知，訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては，事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において，当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため，これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては，第10条の規定を準用する。

2) 災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え，避難訓練計画，職員の役割分担の確認，緊急時の対応等について，マニュアルを作成し，その周知を図るとともに，定期的な避難訓練を実施することが重要である。

3) 事故防止マニュアルの整備と事故予防

事故防止のために，日常どのような点に留意すべきかについて，事故

防止マニュアルを作成し、その周知を図ることが重要である。

日常的な事故予防では、あと一步で事故になるところだったという、ヒヤリ・ハッとした出来事を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

園児の発達との関係では、事故は、乳幼児の発達の特性と密接なかわりを持って発生することが多く、保育教諭等は、園児の発達の特性と事故とのかわりを理解することが大切である。

園児の動静については、常に全員の園児を把握することが必要であり、観察の空白時間が生じないよう職員間の連携を密にすることが大切である。また、午睡を含め、園児の安全の観察に当たっては、園児一人一人を確実に観察することが重要である。

さらに、事故が生じた場合では、必要に応じて迅速に^そ応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の出動の要請、保護者及び学校医への連絡等を行うことが重要である。

保護者への説明では、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明することが必要である。

4) 危機管理

不審者の侵入や火災、地震、重大事故や食中毒の発生等、園児に大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、日常的に検討しておくことが必要である。園内で緊急事態が発生した際には、園児の安全に留意し適切に対処することが大切である。

緊急事態発生後の精神保健への配慮では、緊急事態の際には、保育教諭等は園児が不安にならないよう冷静に振る舞うことが大切である。また、保護者に対しても冷静に対応することが重要である。

園児が緊急事態を目前に体験した場合は、強い恐怖感、不安感を抱き、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害：PTSD）。必要に応じて、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、園児と家族への精神保健面への配慮が必要である。

(3) 食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、次の事項に留意するものとする。

食は、子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくために、また、子どもの健康支援のために重要である。乳幼児期における望ましい食に関する習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、幼保連携型認定こども園においても食に関する取組を積極的に進めていくことが求められる。

食育基本法(平成17年法律第63号)などを踏まえ、教育及び保育の内容の一環として食育を位置付けることが大切である。そして、各幼保連携型認定こども園は、園長の責任の下、保育教諭、調理員、栄養教諭、栄養士、養護教諭、看護師等の職員が協力し、健康な生活の基本として食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために各幼保連携型認定こども園の創意工夫を行いながら食育を推進していくことが求められる。

また、園児の保護者についても、食への理解が深まり、食事をつくること、園児と一緒に食べることに喜びを持つことができるよう、調理室などの環境を活用し、食の生活に関する相談・助言や体験の機会を設けることが望まれる。

① 食育の基本

ア 園児が生活と遊びの中で、意欲を持って食にかかわる体験を積み

重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。

幼保連携型認定こども園における食育は食を営む力の育成に向け、その基礎を培うために、日々の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、保育教諭等や仲間などと食を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものである。食育の実施に当たっては、家庭や地域社会と連携を図り、それぞれの職員の専門性を生かしながら、共に進めることが求められる。

食に関する体験がそれらの間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるようにすることが大切である。教育・保育要領第1章で規定されている食育に関連する事項は、第2章及び第3章にかかわる。これらの内容を踏まえ、各幼保連携型認定こども園で計画的に食育に取り組むことが必要である。

② 食育の計画

イ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めること。

【食育の計画の作成と評価】

食育の計画の作成に当たっては、国等が示している指針や資料などを参考に、園児が主体的に食育の取組に参画できるよう計画することが大切である。その際、幼保連携型認定こども園における教育及び保育の内容に関する全体的な計画と指導計画の中に位置付ける必要がある。

幼保連携型認定こども園での食事の提供は食育の一部である。食事の

提供を含む食育の計画とすること及び作成に当たっては柔軟で発展的なものとなるように留意し、各年齢を通して一貫性のあるものにすることが大切である。さらに、食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、その経過や結果を記録し、実践を評価することを通して、次の実践に向けて改善することや、食事内容を含め、食育の取組を保護者や地域に向けて発信し、食育の計画・実施を評価し、次の計画へとつなげるよう留意することが大切である。

【食事の提供に関する留意点】

日々の食事の提供に当たっては、園児の状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮し、園児が食べることを楽しむことができるよう計画することが大切である。その際、入園前の生育歴や入園後の記録などから、園児の健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態や生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるようにし、園児の咀嚼^{そしゃく}や嚥^{えん}下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食にかかわる体験が広がるよう工夫する必要がある。また、授乳・離乳期においては、食べる意欲の基礎をつくることができるよう家庭での生活を考慮し、園児一人一人の状況に応じ、時間、調理方法、量などを決めることや、母乳による育児を希望する保護者のために、衛生面を配慮し、冷凍母乳による栄養法などで対応することが必要である。さらに、安全で安心できる食事を提供するために、食材料の選定や保管時、調理後の温度管理の徹底など衛生面に配慮することや、地域の様々な食文化等に関心を持つことができるよう、食事の内容や行事等の内容にも配慮すること、園児の喫食状況の実態などを随時把握し、計画・実践過程を全職員で評価し、給食が園児にとっておいしく魅力的なものであるよう食事の質の改善に努めることが大切である。

③ 食育のための環境

ウ 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや、調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

日々の生活の中で、園児の活動のバランスに配慮し、食欲を育むことができるようにするとともに、食と生命のかかわりなどを実感し、体験できるなど、園児が自らの感覚や体験を積み重ねることを通して、自然の恵みとしての食材料や、それを育て、調理し、食事を整えてくれる人への感謝の気持ち、生命を大切にすることなどを育むことが大切である。それには、情緒の安定のためにもゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように、採光やテーブル・椅子・食器・食具、また、調理室や保育室などの環境の構成に配慮することが大切である。また、園児同士、保育教諭、栄養教諭、栄養士、調理員等や、保護者、地域の人々などと調理をしたり、一緒に食べたりする中でも、園児の人とかかわる力が育まれるように環境を整えることが大切である。

このように、幼保連携型認定こども園の食育においては、食に関する人的・物的な環境の計画的な構成が重要であることを忘れてはならない。

④ 一人一人の対応

エ 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合

は、専門性を生かした対応を図ること。

食育の推進に当たっては、全職員が連携・協力することが重要である。特に栄養教諭や栄養士等が配置されている場合には、園児の健康状態、発育及び発達の状態、栄養状態、食生活の状況を見ながら、その専門性を生かし、献立の作成、食材料の選定、調理方法、摂取の方法、摂取量の指導に当たることが大切である。また、必要に応じて障害児支援関係機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けることが重要である。

1) 体調不良の園児への対応

病気の始まりの状態、さらに病気の回復期等、病気や園児一人一人の心身の所見に応じた食事の提供は、病気の悪化を防ぐこと、病気の回復を早めること等の目的もある。必要に応じて学校医やかかりつけ医の指導・指示により、食事を提供することが必要である。

2) 食物アレルギーのある園児への対応

食べ物によって種々のアレルギーのある園児の食事、特に除去食については、学校医、かかりつけ医などの指導・指示が必要である。除去食等が提供される場合には、生活管理指導表を基に対応を行い、除去食品の誤配や誤食などの事故防止に努めることが重要である。生活管理指導表を用いず、保護者の申入れだけを受け入れると園児の健康や発育・発達に支障をもたらすおそれがあるため注意が必要である。また、誤配や誤食のリスクをなくす献立の工夫が大切である。食物アレルギー症状を誘発するリスクの高い食物の少ない献立を心掛けることも必要である。その一例として、また、アレルゲン物質を含まない献立として、食物アレルギーのある園児も、アレルギーのない園児と同じ給食を食べる機会を増やす取組なども必要である。

安全な食事を提供することと食物アレルギーのある園児の気持ちに配慮することも重要である。食物アレルギーのある園児の対応に当たっては、当該の園児だけでなく他の園児や保護者にもその旨を理解してもら

うことも必要である。

3) 障害のある園児への対応

障害のある園児に対し、他の園児と異なる食事を提供する場合があります、食事の摂取に際しても介助の必要な場合、障害児支援関係機関、医療機関等の専門職の指導・指示を受けて、園児一人一人の心身の状態、特に、咀嚼^{そしゃく}や嚥下^{えん}の摂食機能や手指等の運動機能等の状態に応じた配慮が必要である。また、誤飲を始めとする事故の防止にも留意することが大切である。さらに、他の園児や保護者が、障害のある園児の食の生活について理解できるような配慮が必要である。

4) 食を通じた保護者への支援

家庭と連携・協力して食育を進めていくことが大切である。幼保連携型認定こども園での園児の食事の様子や、食育に関しての取組を伝えることは、家庭での食育の関心を高めていくことにつながるため、家庭からの食の生活に関する相談に応じ、助言・支援を行うことが大切である。

具体的取組としては、毎日の送迎時での助言、家庭への通信、日々の連絡帳、給食等の場を含めた参観や試食会、保護者の参加による調理実践、行事などである。懇談会などを通して、保護者同士の交流を図ることにより、家庭での食育の実践がより広がることも期待することができる。

地域の子育て家庭において、食の生活に関する悩み等が子育て不安の一因となることもあり、食を通して子どもへの理解を深め、子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげることができるよう幼保連携型認定こども園の調理室等を活用し、食の生活に関する相談・支援を行うことも大切である。

6 保護者に対する子育ての支援

6 保護者に対する子育ての支援に当たっては、この章の第1に示す

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう、保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って、次の事項に留意するものとする。

認定こども園法第2条第7項において、幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うこととされている。このように、子育ての支援は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つであり、保護者に対する子育ての支援に当たっては、以下のことが基本となる。

○ 子どもの最善の利益

保護者に対する子育ての支援に当たっては、教育・保育要領第1章の第1に示す教育及び保育の基本及び目標を踏まえることとなっており、教育及び保育の目標に示されている「子どもの最善の利益」を踏まえなければならないことは言うまでもない。

○ 保護者との共感

保育教諭等が保護者と交流し、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを共感し合うことによって、保護者は子育てへの意欲や自信を膨らませることができる。幼保連携型認定こども園の園児の保護者とのコミュニケーションにおいても、地域の子育て家庭への支援の場においても、子育てに不安を感じている保護者自身が子育てに自信を持ち、子育てを楽しみと感ずることができるような幼保連携型認定こども園や保育教諭等の働き掛け、環境づくりが望まれる。

○ 幼保連携型認定こども園の特性を生かした支援

幼保連携型認定こども園の施設・設備は、子育ての支援の活動にふさわしい条件を多く備えており、保護者への支援を効果的に進めることができる。専門性を有する職員が配置されている幼保連携型認定こども園の特性を生かし、保育教諭、看護師や保健師、栄養教諭や栄養士等が行う支援が一体となって行われることが望まれる。

また、幼保連携型認定こども園は、地域において最も身近な子育ての支援を行う施設の一つであり、乳児から就学前までの様々な育ちを理解し支える教育及び保育を実践している場でもある。保育教諭等が、子どもを深く理解する視点を伝えたり、その実践を見せたりすることも、保護者にとっては大きな支援になる。

これらの支援に当たっては、幼保連携型認定こども園の保護者に対しては、保護者懇談会や教育及び保育への参加など、地域の子育て家庭に対しては、行事への親子参加や保育体験への参加などを活用することが重要である。また、これらの支援が保護者同士の交流や相互支援あるいは保護者の自主的活動を促すことにも配慮する必要がある。

○ 保護者の養育力向上への寄与

保護者に対する子育ての支援は、それぞれの保護者や子どもの状況を踏まえて、保護者と子どもとの安定した関係や保護者の養育力の向上に寄与するためにも行われるものであることを常に留意する必要がある。そのためには、子どもと保護者との関係、保護者同士の関係、地域と子どもや保護者との関係を把握し、それらの関係性を高めることが、保護者の子育てや子どもの成長を支える大きな力になることを念頭に置いて働き掛けることが大切である。

○ 相談・助言におけるソーシャルワークの機能

幼保連携型認定こども園においては、子育て等に関する相談や助言など、子育ての支援のため、保育教諭等や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となる。その機能は、現状では主として保育教諭等が担うこととなる。ただし、幼保連携型認定こ

ども園や保育教諭等はソーシャルワークを中心的に担う専門機関や専門職ではないことに留意し、ソーシャルワークの原理（態度）、知識、技術等への理解を深めた上で、援助を展開することが必要である。

・対人援助職としての基本

ソーシャルワークの原理（態度）には、保護者の受容、自己決定の尊重、個人情報への取扱いがある。幼保連携型認定こども園におけるソーシャルワークでは、一人一人の保護者を尊重しつつ、ありのままを理解し受け止める「受容」が基本的姿勢として求められる。受容とは、不適切と思われる行動等を無条件に肯定することではなく、そのような行動も保護者を理解する手掛かりとする姿勢を保つことである。援助の過程においては、保育教諭等は保護者自らが選択、決定していくことを支援することが大切である。このような援助関係は、安心して話をできる状態が保証されていること、つまり、個人の情報が守られていることによつて成り立つ。ただし、後述するように、虐待の通告や要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携や協力にかかわる活動においては、秘密保持義務を超えて情報の提供や交換がなされなければならないことにも、留意する必要がある。

・相談・助言の実際

幼保連携型認定こども園における相談・助言は、臨床相談機関・施設や行政機関のそれとは異なり、日常の様々な機会を捉えて行われる。育児講座や子育てサークルなどの活動を通じて実施されることも多くなっている。相談の形態も、日常場面における相談、電話による相談、面接による相談など様々である。相談の基本原則を踏まえ、関係機関や専門職との連携を密にし、その専門性の範囲と限界を熟知した対応を心掛けることが必要である。

○ プライバシーの保護及び秘密保持

保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことができない。設備及び運営の基準第13条

では、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用し、「幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又は家族の秘密を漏らしてはならない。」「幼保連携型認定こども園は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。」と定められている。

ただし、子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、正当な理由に該当することから、しかるべき対応を図るために、市町村を始めとした関係機関等に連絡し、協議することが認められる。

○ 地域の関係機関等との連携・協力

保護者の支援を適切に行うためには、幼保連携型認定こども園の役割や専門性を十分に生かすとともに、その役割や専門性の範囲を熟知していることが求められる。このため、関係機関の役割や機能をよく理解し、それらとの連携や協力を常に考慮して支援を行う必要がある。特に、児童相談所、福祉事務所、市町村相談窓口、市町村保育担当部局、市町村保健センター、児童委員・主任児童委員、障害児支援関係機関、教育委員会等との連携を欠かすことはできない。

幼保連携型認定こども園のみで保護者支援の役割を抱え込むことなく、あるいは保護者の意向に消極的態度を示すことなく、様々な子育ての支援の役割・機能を持っている社会資源や関係者と連携してそれらを活用することが必要である。そして、地域における教育及び保育に関する情報を常に把握し、必要な情報を保護者に適切に提供することが大切である。

(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての

支援

① 様々な機会の活用

- (1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
ア 園児の送迎時の対応，相談や助言，連絡や通信，会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。

園児の送迎時の対話を始め，連絡帳，園内の掲示などの連絡や通信を通して，園児の様子や教育及び保育の内容などを保護者に知らせることは，保護者への子育ての支援と深くつながっている。そのため，日々の園児の言動に関する報告であっても，保護者の子育ての自信や意欲を高めることにつながるような伝え方を工夫することが望まれる。特に，園児一人一人の発達の見点から，園児の気持ちや行動の理解の仕方，心身の育ちの姿などを知らせることは，保護者を励まし園児への理解を助けるという意味で，重要な子育ての支援となる。

また，保護者から明確に相談・助言を求められたときに限らず，園児の送迎時の対話，連絡帳，意見や要望，苦情の内容などから，必要があると判断される場合は，相談・助言のための面談の機会を積極的に設けることが望まれる。担任や担当の保育教諭等が全て対応するのではなく，内容によっては，園長等が対応する必要がある。保護者の様々な疑問，気掛かりなどに対して，相談を受ける保育教諭等は，まず傾聴することを基本とし，保護者の心情を捉えながら，理解，共感に基づき説明，助言などを行い，その中で保護者自身が納得や解決に至ることができるように援助することが大切である。また，他の専門機関との連携を密にし，必要に応じて紹介・情報提供などを行うことも必要である。

また，保護者懇談会，個人面談，家庭訪問，教育及び保育の参観・参

加など保護者が参加する会合や行事，親子遠足や運動会などその他の特別な活動や行事などにおいても，それらを通して園児の様子，教育及び保育の意図や内容，課題などを保護者に伝えるとともに，保護者の気持ちや悩みを直接聴き取る機会としたり，保護者同士の交流の場となるように配慮したりするなど，保護者に対する子育ての支援の観点からの内容や実施方法の工夫が求められる。

様々な行事は，幼保連携型認定こども園における教育及び保育の方針や保護者の状況に応じて，保護者の希望を取り入れることもあるが，教育及び保育の一環として教育的及び保育的な価値を十分検討し，園児自身の満足感や主体性が尊重されるようにすることが大切である。また，保護者会，その他の保護者の自主的活動についても，保護者同士の交流を促し，子育てを支え合う視点からの支援が行われることが望まれる。

② 保護者との相互理解

イ 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ，保護者との相互理解を図るよう努めること。

園児の生活は，家庭から幼保連携型認定こども園へ，また，幼保連携型認定こども園から家庭へと連続しており，家庭と幼保連携型認定こども園との相互理解は，教育及び保育による園児の発達にとって欠かせないものである。

すなわち，園生活と家庭での生活の連続性を確保し，教育及び保育を行っていくためには，日々の教育及び保育の意図を保護者に説明する努力が必要であり，保護者が教育及び保育の方針や意図について理解していることが望まれる。そのためには，教育及び保育の方針や内容，それに応じた日々の計画的な環境の構成や実践などについて，入園前の見学时，入園時，保護者会，日々の対話や連絡，行事などの機会を捉え保護

者が理解しやすい方法等で伝えていくことが大切である。それらを通して幼保連携型認定こども園の全体像について保護者に知らせることは、保護者が子育ての参考にし、また小学校就学までの園児の発達の見通しを持つためにも、有効なことである。教育・保育要領の内容を紹介したり、その内容を活用した情報提供や助言を行ったりするなどの工夫も望まれる。幼保連携型認定こども園は、家庭との連携を基本としていることを常に明瞭にし、入園時等にもそのことを保護者に伝え、理解を得ておくことが大切である。

幼保連携型認定こども園と保護者との間に信頼関係を築き上げるには、相互の意思疎通の積み重ねが大切である。具体的には、園児に関する情報の交換を細やかに行うこと、保育教諭等と保護者の間で園児への愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うこと、保護者の置かれている状況やその思いを受け止め理解を示すこと、保護者が教育及び保育の意図を理解できるように説明する機会を提供すること、保護者に疑問や要望がある場合は、対話を通して誠実に対応することなどが必要である。

③ 教育及び保育における活動に対する保護者の積極的な参加

ウ 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

幼保連携型認定こども園の教育及び保育の活動に保護者が参加することは、保護者の自ら子育てを実践する力の向上にとって意義深いものが

ある。保護者が園児の遊びに参加することで、園児の遊びの世界や言動の意味、友達とかかわる過程にはいざこざや気持ちの折り合いなどがあることを理解したり、保育教諭等が園児の心の揺れ動きに応じてきめ細やかにかかわる様子を見て信頼を寄せたりする。また、保護者が保育教諭等と共に活動する中で、自分でも気付かなかった子育てへの有能感を感じることもある。例えば、絵本の読み聞かせの活動に初めて参加した保護者が、園児の絵本を見つめたり、読み聞かせに聞き入ったりする姿に感動し、その後の活動への参加に意欲的になることもある。

参加を通して他の保護者とかかわり、園児の発達への見通しを持つことができるような情報交換ができると、長い目で園児の成長を見ていこうとするようになる。さらに、こうした保護者が増えてくると、園内外に子育てについて気軽に話すことのできる子育てサークルなどの場が広がっていく。

園は、こうした活動に協力したり、子育て相談や子育てに関する情報を提供したりするなど、保護者や地域の実態に合わせた子育ての支援を行うことが大切である。保護者一人一人が幼保連携型認定こども園関係者のみならず、それを拠点としながら広く地域の家庭や住民と温かなつながりを深めつつ、自ら子育てを実践する力の向上に結び付け、それが子育ての経験の継承につながるようにすることが大切である。幼保連携型認定こども園は、地域の家庭や住民の教育力及び保育力の向上に資するという側面もあることから、このような意義も踏まえ、園児に限らず地域の乳幼児の健やかな成長を支えていくことが大切である。

しかし、保護者の生活形態が異なることから、全ての保護者がいつでも園児の活動に参加したり、保護者同士がかかわる時間を容易につくったりすることができるわけではない。幼保連携型認定こども園においては、活動の内容を工夫したり、活動の時間や日程に幅を広げたりするなど、保護者の状況に配慮を行うことが必要である。

④ 保護者の仕事と子育ての両立等の保護者支援

エ 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、園児の福祉が尊重されるよう努めること。

保護者の就労等のニーズに応じた教育及び保育に関する多様な事業も、幼保連携型認定こども園の重要な役割である。保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況を配慮するとともに、常に園児の福祉の尊重を念頭に置き、園児の生活への配慮がなされるよう、家庭と連携・協力していく必要がある。

病児保育事業を行う場合は、特に受入れ体制やルールについて、保護者に十分に説明し、園児の負担が少なく、リスクが生じないように配慮し、保護者と連携して進めることが大切である。

延長保育等については、園児の発達の状況、健康状態、生活習慣、生活のリズム及び情緒の安定を配慮して保育を行うよう留意する必要がある。夕方の食事あるいは補食についても、園児の状況・家庭の生活時間によって適切な提供方法を配慮し、保育教諭等間の様々な必要事項の申し送りや保護者への連絡事項についても、適切に意思疎通を図ることができるよう配慮することが必要である。園児にとって通常の保育とは異なる環境や集団の構成になることにも配慮して、園児が安定して豊かな時間を過ごすことができるように工夫することが必要である。

⑤ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動

オ 地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動

については、園児の心身の負担に配慮するとともに、地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ、例えば実施日数や時間などについて、弾力的な運用に配慮すること。その際、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮すること。

幼保連携型認定こども園における地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動（以下、「一時預かり事業などの活動」という。）とは、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、幼保連携型認定こども園が、当該幼保連携型認定こども園の園児のうち希望者を対象に行うものである。さらに、一時預かり事業などの活動は、職業などを持っているが、園児を幼保連携型認定こども園における教育のみを受けさせたいという保護者等に対する必要な支援策でもある。

一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、認定こども園法第2条第7項、第9条及び教育・保育要領第1章の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目的及び目標、基本を踏まえた活動とする必要がある。これは、必ずしも教育を行う標準的な時間の活動と同じように展開するものではないが、幼保連携型認定こども園における活動として適切な活動となるよう、認定こども園法や幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼保連携型認定こども園で行われる教育及び保育の活動全体が貫かれ、一貫性を持ったものとなるように教育及び保育の内容に関する全体的な計画に位置付けられることが大切である。

一時預かり事業などの活動を行うに当たって、まず配慮しなければならないことは、乳幼児の健康と安全についてであり、これらが確保されるような環境を構成することが重要である。また、家庭での過ごし方な

どにより園児一人一人の生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、心身の負担が少なく、無理なく過ごすことができるように、一日の流れや環境を工夫することが大切である。特に、入園当初や進級当初においては、園生活に対して不安感や緊張感が大きい園児もいることから、家庭生活との連続性を図りながら園児一人一人の実情に合った居場所づくりを行うことが重要である。さらに、園児の心や体の健康状態、季節などに配慮して、必要に応じて午睡の時間を設けたり、いつでも園児が休むことができるようにくつろぐことができる場を設けたりすることも大切である。

一時預かり事業などの活動については、地域の実態や保護者の事情を考慮することが大切である。例えば、この活動を毎日希望する場合又は週の何日かを希望する場合、あるいは、幼保連携型認定こども園の設定した終了時間よりも早く帰ることを希望する場合など様々なケースが考えられるが、可能な限りそれぞれの要請に応えるよう弾力的な運用を図ることが大切である。弾力的な運用に当たり、地域の実態や保護者の事情とともに大切なことは、園児の健康な心と体を育てる観点から園児の生活のリズムに配慮することである。このため、例えば、夕食や就寝時刻が遅くなることのないよう、活動の時間を設定するなどの配慮が必要である。

一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、教育を行う標準的な時間の活動を考慮する必要がある。例えば、教育を行う標準的な時間中に、室内での遊びを中心に活動を行った場合には、一時預かり事業などの活動において、戸外で自然に触れたり、体を動かして遊んだりすることを積極的に取り入れることが必要となろう。また、園児が夢中になって遊びに取り組んでいる場合には、一時預かり事業などの活動においても園児は同じ活動をやってみたいと思うこともあろう。一時預かり事業などの活動を考慮するということは、必ずしも活動を連続させることではない。教育を行う標準的な時間中における園児の生活や遊びなど園児

の過ごし方に配慮して、一時預かり事業などの活動を考えることを意味するものであり、園児にとって充実し、無理のない一日の流れをつくり出すことが重要である。

教育を行う標準的な時間の活動を考慮して展開するためには、教育を行う標準的な時間の活動を担当する保育教諭等と一時預かり事業などの活動を担当する者が、園児の活動内容や園児の心と体の健康状態について互いに引継ぎをするなど、緊密な連携を図るようにすることが大切である。両者が連携し、互いの活動について理解した上で、一時預かり事業などの活動を展開することにより、園児の生活がこの時期にふさわしい無理のないものとなっていく。また、日々の活動について連携するのみではなく、例えば、指導計画の作成や一時預かり事業などの活動の計画の作成などにおいて連携を行うことも大切である。

一時預かり事業などの活動は、幼保連携型認定こども園の行う活動であり、その計画を作成する必要がある。その際、幼保連携型認定こども園全体の教育及び保育の目標が達成されるよう、教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮して作成する必要がある。さらに、それぞれを担当する保育教諭等が日頃から合同で研修を行うなど緊密な連携を図るとともに、それぞれの担当者がそれぞれの活動を等しく担っているという共通理解を持ち、園全体の保育教諭等間の協力体制を整備することなども大切である。

また、他の園児は、一時預かり事業などの活動の時間は家庭や地域で過ごし、幼保連携型認定こども園での体験とは異なる体験をしている。一時預かり事業などの活動の計画を作成する際には、このことを考慮して作成する必要がある。例えば、家庭では、おやつを食べたり、午睡をしたりなど、落ち着いた家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごすこともあろう。また、地域では、異年齢の子どもと遊んだり、高齢者を含む地域の人々と交流したり、地域の行事に参加したりするなどの多様な生活

を過ごしていると考えられる。このような家庭や地域で体験することも、園児の健やかな成長にとっては大切なことである。保育教諭等は、このことを踏まえ、一時預かり事業などの活動の計画を作成するようにすることが大切である。

このように、家庭や地域における園児の生活を考慮し、一時預かり事業などの活動を行うためには、地域の育児経験者の協力を得たり、公園や図書館などの施設を活用したりするなど、地域の様々な資源を活用することも考えられる。また、一時預かり事業などの活動については、地域の実態などによって、希望日数や希望時間が異なることを考慮し、計画を作成する必要がある。

なお、一時預かり事業などの活動を行うに当たっては、園児の家庭での過ごし方や幼保連携型認定こども園での園児の状態などについて、保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ることが必要である。

また、一時預かり事業などの活動は、家庭の教育力を損なうものであってはならない。そのため、保護者との情報交換などを通じて、一時預かり事業などの活動の趣旨や家庭における教育の重要性について保護者の理解を十分に図り、保護者が、幼保連携型認定こども園と共に園児を育てるという意識が高まるようにすることが大切である。

さらに、一時預かり事業などの活動の対象となる園児については、園で過ごす時間が比較的長時間となるため、家庭における教育が充実するよう家庭への働き掛けを十分に行うことも大切である。例えば、保護者が参加する機会を提供するなど、一時預かり事業などの活動の様子を知ったり、園児とのかかわり方について理解を深めたりすることを通じて、家庭の教育の充実につながっていくことなどが考えられる。

⑥ 障害や発達上の課題のある園児の保護者支援

カ 園児に障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係

機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

園児に障害や発達上の課題が見られる場合に、その保護者に対しては、十分な配慮の下にさらに教育及び保育並びに個別の支援を行うことが必要である。これらの園児の教育及び保育に当たっては、教育・保育要領第3章の第2に示されている事項を十分に配慮し、保護者、かかりつけ医や関係機関との連携を密にするとともに、必要に応じて障害児支援関係機関等の専門機関からの助言を受けるなど、適切な対応を図る必要がある。また、保護者に対しては必要に応じて支援を行うとともに、他の園児や保護者に対して、障害に対する正しい知識や認識を持つことができるように支援する必要がある。

なお、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第7条に基づき、市町村が保育の実施に当たって発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとして入園を決定した場合には、特に上述の事項を踏まえて支援を行うことが求められる。また、小学校との連携に当たっては、学校教育における個別の教育支援計画の作成とも関連することに留意することが必要である。

⑦ 保護者に対する個別支援

キ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

育児不安等が見られる保護者に対しては、保育教諭等が有する相談・助言等の専門性を生かした支援が不可欠であり、その際、特に個別の支援に関する知識、技術等が求められる。

幼保連携型認定こども園における保護者への個別の支援は、個々の保

護者の思いや意向，要望，悩みや不安などに対して，保育教諭等の個別の支援に関する知識や技術などに基づいて，幼保連携型認定こども園における教育及び保育の専門性を生かしながら行う援助等の活動である。ただし，その内容によっては，それらの知識や技術に加えて，ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要がある。

さらに，園児の健全育成の観点から，多胎児や低体重出生児，慢性疾患のある園児の保護者への支援が求められる。精神疾患等を抱える保護者，育児不安を持つ保護者，外国籍の園児を持つ保護者等への個別的な対応も必要に応じて行う。

幼保連携型認定こども園における個別の支援を行う際には，教育及び保育の専門性という視点から情報収集と分析，援助等の方法や手段の選択等を行う。収集する情報の例としては，保護者の意向や思い，家族の状況，かかわりのある社会資源等に加えて，園児の発達や行動の特徴，生活のリズムや生活習慣，そして幼保連携型認定こども園における園児の行動特徴，送迎時や連絡帳の記述等に見られる親子関係等を挙げる事ができる。保護者への支援に責任を持って適切に対応するためには，必要に応じて園児と保護者を含む援助の計画や記録を作成し，援助等の活動に生かすことが求められる。

幼保連携型認定こども園において実際に，個別の支援を行う場合には，必要に応じて他の機関と連携するとともに，作成された援助の計画や記録を活用するなど，組織として園児や家族を援助する体制づくりが重要となる。また，主たる援助者となる保育教諭等を，園長や他の保育教諭等が役割の分担を行いながら支える必要がある。

⑧ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合の支援

ク 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には，市町村や関係機関と連携し，要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対

応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

保護者の不適切な養育とは、保護者の養育に、子どもへの不適切なかわり方が見られ、それによって子どもが苦痛を感じたり、子どもの心身に危険が生じることが予測されたり、現に心身に問題が生じているような状態をいう。虐待よりも広い概念で用いられ、具体的には、子どもへの暴言、不当な扱い、放任などが挙げられる。

保護者に不適切な養育等や虐待が疑われる場合に、時には幼保連携型認定こども園と保護者との間で意向や気持ちにずれが生じたり、対立が生じたりすることがないように、日頃から、保護者との接触を十分に行い、保護者と園児との関係に心を配り、ソーシャルワークの機能を念頭に置いて、関係機関との連携の下に、子どもの最善の利益を重視して支援を行うことが大切である。そうすることが保護者の養育に変化をもたらし、あるいは虐待の予防や養育の改善に寄与する可能性を広げることになる。

幼保連携型認定こども園や保育教諭等による対応では不十分、あるいは限界があると判断される場合には、関係機関との連携がより強く求められる。特に、児童虐待の防止等に関する法律が規定する児童虐待に関する通告義務は、幼保連携型認定こども園や保育教諭等にも課せられている。このような場合は、特に児童相談所等の関係機関との連携、協力が求められる。これらに関する対応については、教育・保育要領第1章の第3の5の内容を踏まえ、必要なマニュアルなどを作成し活用するとともに、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との関係を深め、参画することが求められる。

なお、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）とは、児童福祉法の改正により平成17年4月より法定化された協議会であり、虐待を受けた園児を始めとする要保護児童の早期発見や保護を図

るため、地域の関係機関や民間団体等が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で援助していくためのネットワークをいう。ネットワークの中心となる調整機関も定められ、また、参加機関・施設等には罰則付きの守秘義務も課せられることとなっている。幼保連携型認定こども園も、この協議会の一員となることによって要保護事例の検討会議に出席し、関係機関との役割分担の中で園児や子育て家庭の支援を行っていくことが期待されている。

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

① 子育て支援事業

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

ア 幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性を十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。

幼保連携型認定こども園の地域における子育て家庭の保護者に対する支援は、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性、例えば、子育てを支援する施設が園の周りになかったり、0歳から2歳までの期間を家庭で子育てを行う保護者の割合が多かったりなど、当該幼保連携型認定こども園自体の特徴、特に園の職員の専門性を十分考慮して、当該地域において必要と認められるものを適切に行う必要がある。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援においても、保護者等の受容、自己決定の尊重、個人情報保護等について考慮していくことが必要である。

認定こども園法における子育て支援事業は、以下の事業が挙げられる。

- ・ 親子が相互の交流を行う場所を開設する等により，子育てに関する保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ・ 家庭に職員を派遣し，子育てに関する保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供等の援助を行う事業
- ・ 保護者の疾病等の理由により，家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもにつき，認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- ・ 子育て支援を希望する保護者と，子育て支援を実施する者との間の連絡及び調整を行う事業
- ・ 地域の子育て支援を行う者に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

地域における子育て家庭の保護者等に対するこれらの支援を有効に進める上で，安心して利用できる環境が整っていることが重要である。幼保連携型認定こども園の職員が子育て支援の重要性を認識し，様々な思いに対応し，親しみを持って応じ，細やかな心配りを行うことが求められる。子どもが喜ぶ遊びや遊具を提供したり，子どもにも優しく声を掛けたり，遊びに導いたりすることも大切である。

地域に開かれた幼保連携型認定こども園が子育て家庭にとって気軽に訪れ，相談することができる心強い身近な施設になることは，子育てを行う上での保護者等の安心感にもつながる。育児不安を和らげ，虐待を防止する役割が幼保連携型認定こども園にあることを自覚し，地域の子育て家庭の保護者等を受け入れていくことが必要である。

② 地域における関係機関等との連携

イ 市町村の支援を得て，地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに，子育ての支援に関する地域の人材の積極的

な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援は、幼保連携型認定こども園単独で行うもののほか、幼保連携型認定こども園が市町村、教育及び保育や子育ての支援に関する関係機関や関係者と連携して行うもの、それらの関係機関や関係者が単独で実施するものもある。

子ども・子育て支援法第59条で示されている市町村が行う地域子ども・子育て支援事業には、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）など13事業がある。各幼保連携型認定こども園においては、それらの実施状況や実施計画を把握し、幼保連携型認定こども園が中心となって取り組むことが適当である事業や活動と、他の組織で取り組むことが適当である事業や活動について整理した上で実施することが大切である。

市町村の他、特に連携や協力を必要とする地域の関係機関や関係者としては、児童相談所、福祉事務所、保健センター、障害児支援関係機関、小学校、中学校、高等学校、地域子育て支援拠点、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、関連NPO法人や児童委員などを挙げるができる。地域の実情を踏まえて、また関係機関、専門機関、関係者の状況などを把握して、地域性に応じた子育ての支援を実施することが望まれる。

子育ての支援は、地域の子どもの健全育成のためにも有効である。中

学校や高等学校が実施する乳幼児との触れ合いや交流に幼保連携型認定こども園が協力するなど、次世代育成支援の観点から、将来に向けて地域の子育て力の向上につながるような支援を展開していくことが求められている。

幼保連携型認定こども園においては、乳幼児、小学生、中学生、高校生、青年、そして高齢者を含む多様な年齢層を視野に入れ、世代間の交流を図りながら、子育ての知識、技術を伝え合うなど、人と人との緩やかなつながりを大切にしていくことが望まれる。そして、地域の人々が持っている様々な力を引き出し、発揮されるよう後押ししていくことや、地域に存在する様々な人を結び付けていくといったことなどが幼保連携型認定こども園に期待されている。子育ての支援にかかわる活動を展開していく中で、人と人とのかかわりを通して、地域社会の活性化に寄与していくことが求められる。

地域における子育て家庭の保護者等に対する支援は、地域の子どもの健全育成や子育て家庭の養育力の向上、そして、親子を始め、様々な人との関係づくりに寄与することが期待される。保護者や地域の人々と子育ての喜びを分かち合い、子育てなどに関する知恵や知識を交換し、子育ての文化や子どもを大切にする価値観等を共に紡ぎ出していくことも幼保連携型認定こども園の大切な役割である。

また、地域の子どもや子育て家庭を巡る諸問題の発生を早期に予防し、その解決に寄与することも大事なことである。特に、保護を必要とする子どもへの対応に関しては、極めて重要な役割を担っている。虐待の防止や対応を積極的に進め、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）との連携に図っていくことが期待される。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成

この章に示すねらいは、幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを園児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

この章に示すねらい及び内容は、主として教育にかかわるねらい及び内容であり、保育の実施に当たっては、園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ、この章の第1に示すねらい及び内容を柔軟に取り扱うとともに、この章の第2に示す保育の実施上の配慮事項を踏まえなければならない。その際、教育及び保育の内容が相互に関連を持つよう留意する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園にお

ける教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、教育・保育要領第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本に基づいて園児が園生活を展開し、その中で心身の発達の基礎となる体験を得ることによって行われるものである。

乳幼児期は、次第に生活の中で自発的・主体的に環境とかがわりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期である。したがって、幼保連携型認定こども園の教育及び保育においては、このような乳幼児期の特性を考慮して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などが園児一人一人の中に培われるようにすることを具体的な目標として捉える必要がある。

教育・保育要領第2章の第1「ねらい及び内容」において、各領域に示されている事項は、幼保連携型認定こども園の主として教育が何を意図して行われるかを明確にしたものである。すなわち、園児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼保連携型認定こども園の教育全体を通して園児に育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」とし、それを達成するために保育教諭等が指導し、園児が身に付けていくことが望まれるものを「内容」としたものである。そして、このような「ねらい」と「内容」を園児の発達の側面からまとめて以下の五つの領域を編成している。

- ・心身の健康に関する領域「健康」
- ・人とのかかわりに関する領域「人間関係」
- ・身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」

- ・言葉の獲得に関する領域「言葉」
- ・感性と表現に関する領域「表現」

しかし、園児の発達には様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくものである。各領域に示されている「ねらい」は園生活の全体を通して園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであり、「内容」は園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されなければならないものである。

このようなことから、教育・保育要領第2章の第1の各領域に示している事項は、保育教諭等が園児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、園児のかかわる環境を構成する場合の視点でもあるということができる。

その意味から、領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学校の教科とは異なるため、領域別に内容に関する全体的な計画を作成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。領域の「ねらい」と「内容」の取扱いに当たっては、このような「領域」の性格とともに、領域の冒頭に示している領域の意義付けを理解し、各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、適切な指導が行われるようにしなければならない。

また、教育・保育要領第2章の第1に示している事項は幼保連携型認定こども園の主として教育の全体を見通した「ねらい」であり「内容」であるため、これによって指導すべき具体的な方向を捉えながら、園児の実情や地域の実態などに応じて、幼保連携型認定こども園は具体的なねらいや内容を組織することが必要である。

なお、「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて

適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えない。」としつつも、「その場合には、それが第1章の第1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。」としている。これは、各領域に示す「ねらい」の趣旨に基づいた上で、地域や幼保連携型認定こども園の実態に応じて、教育・保育要領に示した内容に加えて教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成、実施することができるようにしているものである。ただし、その場合には、教育・保育要領第1章の第1に示した幼保連携型認定こども園の教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。つまり、乳幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験をし、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが重要である。

第2節 各領域に示す事項

1 心身の健康に関する領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を
養う。

1 ねらい

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

生涯を通じて健康で安全な生活を営む基盤は、乳幼児期に愛情に支えられた安全な環境の下で、心と体を十分に働かせて生活することによっ

て培われていくものである。健康な乳幼児を育てることとは、単に身体を健康な状態に保つことを目指すことではなく、他者との信頼関係の下で情緒が安定し、その園児なりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組むことができるようにすることである。

幼保連携型認定こども園においては、園児一人一人が保育教諭等や他の園児などとの温かい触れ合いの中で楽しい生活を展開することや自己を十分に発揮して伸び伸びと行動することを通して充実感や満足感を味わうようにすることが大切である。明るく伸び伸びということは、単に行動や言葉などの表面的な活発さを意味するものだけではなく、園生活の中で解放感を感じつつ、能動的に環境とかかわり、自己を表出しながら生きる喜びを味わうという内面の充実をも意味するものであり、自己充実に深くかかわるものである。

このような健康な心は、自ら体を十分に動かそうとする意欲や進んで運動しようとする態度を育てるなど、身体諸機能の調和的な発達を促す上でも重要なことである。特に、自分の体を十分に動かし、園児が体を動かす気持ちよさを感じることを通じて進んで体を動かそうとする意欲などを育てることが大切である。

同時に自分の体を大切にし、身の回りを清潔で安全なものにするなどの生活に必要な習慣や態度を、園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにすることも重要なことである。

[内 容]

- (1) 保育教諭等や友達と触れ合い、安定感を持って行動する。

園児は周囲の大人から受け止められ、見守られているという安心感を得ると、活動への意欲が高まり、行動範囲も広がっていく。園児が安定感を持って行動し、生き生きと活動に取り組むようになるためには、園

生活の様々な場面で、園児が自分は受け止められているという確かな思いを持つことが大切である。特に、入園当初の園児は家庭から離れて初めて集団での生活を経験することによる緊張や不安が高い。保育教諭等は園児一人一人とかかわりながら、園児がどのようにして安定感を持つようになっていくのかを捉え、園児の心のよりどころとなるようしっかりと園児を受け止めなければならない。保育教諭等との信頼関係を結ぶことができた園児は、自分から興味や関心のあるものにかかわり、次第に友達と共に過ごす楽しさや喜びを味わうようになる。

このようにして得た安定感は、心の健康を育てる上で重要であり、園児が自立の方向に向かっていく上でも欠くことができないものである。心と体の調和を取りながら健康な生活が営まれていくことに留意しつつ、一人一人の園児との信頼関係を築いていかなければならない。

(2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

乳幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期であるが、自発的にそのとき発達していく機能を使って活動する傾向がある。そして、その機能を十分に使うことによってさらに発達が促されていく。したがって、園児の興味や能力などに応じた遊びの中で、自分から十分に体を動かす心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。

園児は、走ったり、跳んだり、投げたりといった運動的な遊びはもとより、これにとどまらずいろいろな遊びをすることが大切である。例えば、室内で友達とイメージを広げながら大型積み木で遊ぶ園児もいるだろう。偶然出会った自然の変化に関心を持ち、それらに触れながら遊ぶ園児もいるだろう。砂場でのダム作りに集中し、水をくみに水場との往復を繰り返す園児もいるだろう。このような、いわゆる運動的な遊び以外であっても、園児がその活動に興味や関心を持ち、自ら心を弾ませて

取り組んでいる場合には、体も弾むように動き、そこには生き生きとした姿が見られる。

運動的な遊びか否かを問わず、園児の興味の広がりによって展開する様々な活動を通して、十分に全身を動かし、活動意欲を満足させる体験を積み重ねることが、身体の調和的な発達を促す上で重要な意味を持つものであることに留意しなければならない。

(3) 進んで戸外で遊ぶ。

室内とは異なり、戸外では、園児は解放感を味わいながら思い切り活動することができる。さらに、戸外では園児の興味や関心を喚起する自然環境に触れたり、思い掛けない出来事と出会ったりすることも多く、園児は様々な活動を主体的に展開する。近年、地域や家庭において戸外で遊ぶ経験が不足していることから、戸外での遊びの面白さに気付かないまま、室内の遊びに偏りがちの園児も少なくない。幼保連携型認定こども園では、園児の関心を戸外に向けながら、戸外の空気に触れて活動するようにし、その楽しさや気持ちよさを味わうことができるようにすることが必要である。

その場合、園児の興味や関心が自然な形で戸外に向けられるようにし、園児が進んで戸外の生活を楽しむようにしていくことが大切であり、そのために、保育教諭等の果たす役割は大きい。特に、入園当初の園児は、保育教諭等と共に行動しようとする気持ちが強いので、保育教諭等と一緒に遊びながら、戸外で様々な事柄に出会ったり、気付いたりして、遊び方や動き方が分かり、次第に安定して活動ができるようになってくる。さらに、園生活に慣れ、気持ちが安定してくると、園児は自分から周囲の人やものと積極的にかかわるようになる。園児は、戸外で走り回ったり、飛び跳ねたりして、全身を思い切り使って自らの運動欲求を満たし

たり，身近な自然の事物や事象とかかわって好奇心を満足させたりして活動するようになる。

園児の年齢や生活経験などに考慮しながら，園内の遊具や用具を配置したり，自然環境の整備をしたりするなどして，園児が進んで戸外で遊ぶことができるようにするとともに，園庭ばかりではなく，近隣の公園や広場，野原や川原などの園外に出掛けることも考えながら，園児が戸外で過ごすことの心地よさや楽しさを十分に味わうことができるようにすることが大切である。

(4) 様々な活動に親しみ，楽しんで取り組む。

心と体の発達を調和的に促すためには，特定の活動に偏ることなく，様々な活動に親しみ，それらを楽しむことで心や体を十分に動かすことが必要である。そのためには，園児の発想や興味を大切にして自分から様々な活動に楽しんで取り組むようにすることが大切である。

園児は気に入った活動に出会うと生き生きと繰り返し取り組もうとする。しかし，次第に興味や関心が薄れてきても他にやることを見付からずにその活動を繰り返している場合もある。園児の活動への取組の様子を見極めつつ，必要に応じて，園児が取り組んでみたいと思えるような意欲を喚起する環境を構成したり，取り組んで楽しかったという充実感や満足感が味わえるようにしたりすることが大切である。このことにより，園児の興味や関心が広がり，多様な活動をするようになる。

園児が楽しみながら取り組む活動には，身近な環境にかかわり，試したり，工夫したりしながら作って遊ぶこと，自分が思ったことや考えたことを表現して遊ぶこと，また，戸外で友達と体を十分に動かして遊ぶことなど様々なものがある。様々な遊びの面白さに触れ，いろいろな経験を通して，園児自らが積極的，主体的に選択して遊ぶようになること

が大切である。

また、園児がこれらの活動に取り組むに当たっては、一人で取り組む、あるいは、友達と一緒に取り組む、学級全体で取り組むなど様々である。それぞれの活動の特質を生かし、園児がその活動の楽しさを味わうことができるよう、配慮することが大切である。

このように、園児が行う活動には、その内容、活動の場所、遊具の有無やその種類、一緒に活動する園児の人数など、様々なものがある。園児は、様々な活動に取り組み、それぞれの活動を楽しむことで、心や体を十分に動かし、心と体の調和のとれた発達をしていく。

(5) 保育教諭等や友達と食べることを楽しむ。

本来、食べることは、人が生きていくために必要なことである。園児は、十分に体を動かして遊び、空腹感を感じるからこそ、食べ物を食べたときに、満足感を心と体で味わう。さらに、気持ちが安定し、活力が湧き、積極的にいろいろな活動をするようになる。このような体験を繰り返すことは、園児が、食べることの楽しさや喜びに気づき、充実した生活をつくり出す上で重要である。

園児は、まず家族と同じ場で一緒に食事をし、幼保連携型認定こども園に入園して家族以外の人と一緒に食べることを体験する。そのため、初めは、家庭と幼保連携型認定こども園での食事風景が異なることから、戸惑う園児もいるかもしれない。しかし、自分に温かく接してくれる保育教諭等と一緒に食べることで、園児は、くつろぎ、安心して食べるようになっていく。その中で、ときには保育教諭等や友達と会話を交わすなどしながら、一緒に食べるという雰囲気慣れていき、保育教諭等や友達と一緒に食べることを楽しむようになっていく。また、保育教諭等や友達とのかかわりが深まるにつれて、食べるときも一緒に食べたいと

思うようになり、一層食べることを楽しむようになっていく。

保育教諭等は、園児の食べたいという気持ちを受け止め、園児の心に寄り添いながら、同じ気持ちを持つ友達とも一緒に昼食の時間を楽しみにする気持ちを共有することが大切である。そのことが、保育教諭等や友達と一緒に食べたときの喜びにつながっていき、このような保育教諭等や友達との気持ちのやり取りの体験を重ねる中で、園児は友達と一緒に食べることに期待を持つようになっていく。

(6) 健康な生活のリズムを身に付ける。

本来、園児には自立に向けて大切にされなければならない生活のリズムがある。園児にとって健康な生活は、十分な睡眠やバランスのよい食事、全身を使った活動と休息などの生活の流れの中で営まれていく。そして、園児は健康な生活のリズムを身に付け、自立の基礎が培われていく。

園生活では、園児の持つ生活のリズムに沿いながら、活動と休息、緊張感と解放感、動と静などの調和を図ることが大切である。その際、園児の活動意欲が十分に満たされるようにすることも大切である。また、家庭での生活の仕方が園児の生活のリズムに大きく影響するため、入園当初は、園児一人一人の生活のリズムを把握し、それらに応じながら、遊ぶ時間や食事の時間などにきめ細かな指導が必要である。

さらに、保護者に園児が健康な生活のリズムを身に付けることの大切さを伝え、家庭での生活の仕方などについての理解を促し、家庭と十分な連携を図ることも必要である。

(7) 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事、排泄せつなどの生活に

必要な活動を自分でする。

園生活の中では食事をする前に汚れた手を洗ったり，汗をかいたときに服を着替えたりする。このような園生活の自然な流れの中で機会を捉えて，例えば，手が汚れたまま食事をする和不潔なので手を洗おうというように，園児自身が必要性に気付き，自分でしようとする気持ちが持てるように援助することが大切である。園児は，保育教諭等との温かいつながりの中で，適切な援助を受けることによって，生活に必要な活動を次第に自分でしようとするようになり，自立へと向かう。その際，毎日繰り返し行うことによって習慣化し，心地よさや満足感を持つことができるようにすることも大切である。

特に，家庭生活と園生活が異なることから，入園当初の園児は戸惑いが大きく，園児一人一人の実情に応じたきめ細かな対応が必要である。園児は，友達とのかかわりが深まると，友達の行う姿を見たり，一緒に行ったりして，生活に必要な様々な習慣や態度を身に付けていくので，一人一人の行動が他の園児にとっても意味のあるものとなるよう，よりよい集団での関係を育てることも大切である。

なお，園児は，一度身に付けたと思われる基本的な生活行動が崩れることがある。これらは，多くの場合，必要な行動であることが分かっても遊びに熱中する余り，その行動を省略してしまうからであり，必ずしも全く生活行動が崩れたわけではない。このようなときには，その都度，状況に応じた保育教諭等の適切なかかわりが必要であり，このような過程を経ていくことで，園児は着実に基本的な生活行動を身に付けていく。

このようにして形成された習慣や態度は，健康な体を育てる上で重要であるばかりでなく，自信や意欲にもつながるものである。園児一人一人が家庭でどのような生活をしているのか実態を捉え，家庭との連携を密にしながら実情に応じて指導していくことが大切である。

(8) 幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り，自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。

園生活には，所持品の管理をしたり，遊んだ後を片付けたりするなど，皆が一緒に過ごすために身に付けることが必要な生活の仕方がある。これらについて，そのやり方や必要性に気付き，自分たちの生活の場を生活しやすいように整える体験を繰り返しながら，次第に見通しを持って行動できるようになっていくことが大切である。

入園当初の園児は，保育教諭等と一緒に行動したり，保育教諭等をモデルにしたりして，生活に必要な行動を一つ一つ獲得していく。やがて，友達と一緒に活動するという経験を通して，集団の中で生活する楽しさや充実感を感じながら進んで準備をしたり，片付けたりするようになり，園生活を自立的に過ごすことができるようになっていく。

これらの生活行動を獲得していくためには，園生活全体が園児にとって，楽しく脈絡のあるものでなければならない。例えば，十分に遊んだ後の満足感が次の活動への期待感を生み出し，片付けなどの必要性が園児に無理なく受け止められる。園児の活動が園児の必要感に基づき自発的に展開されるものであれば，園児の意識の中でつながりが芽生え，園生活の大まかな予測を持つことができるようになり，園児は，時間の流れや場の使い方などを予測して生活できるようになっていく。そして，園児自身が，次第に生活に必要な行動について見通しを持ち，自立的に行動できるようになっていく。そのためには，園児がゆとりを持って園生活を過ごすことができるようにすることが大切である。

片付けなどの基本的な生活行動は，まず家庭の中で獲得されるものであり，園児一人一人の家庭での生活経験を捉えて指導を考えるなど家庭との連携を図ることが大切である。同時に幼保連携型認定こども園でも，

例えば、園児の動線に配慮した手洗い場や遊具の収納など幼保連携型認定こども園の生活環境に十分配慮することも必要である。

(9) 自分の健康に関心を持ち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

日常生活の中で起こるけがや病気、健康診断など様々な機会を捉えて、園児なりに自分の体を大切にしなければならないことに気付かせ、手洗い、歯磨きなど病気にかからないために必要な活動を自分からしようとする態度を育てることが必要である。

入園当初の園児は、自分に温かく接してくれる保育教諭等と一緒に行動することによって、汚れた手を洗ったり、汗の始末をしたりするようになり、その気持ちよさを感じ取っていく。さらに、健康診断や身体測定などの機会を通して、自分の成長を喜びながら自分の体に関心を持つように働き掛けることにより、病気の予防に必要な活動に気付き、これらの活動を進んで行うようになっていく。

また、健康への関心や態度は、園児の生活に関係の深い身近な人々と触れ合うことや新聞やテレビなどの社会情報を話題にすることから身に付けていく場合もある。園生活の中で学校医など健康な生活にかかわりの深い人々と接したり、社会の情報などを取り入れたりする機会を工夫していくことも大切である。

健康な心と体の状態は、園児一人一人によって異なる。園児一人一人の実情を捉え、家庭との連携を図りながら、健康への関心を高め、病気を予防する態度を身に付けていくようにすることが重要である。

(10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分か

り、安全に気を付けて行動する。

園生活の中で、危険な遊び方や場所、遊具などについてその場に即して気付かせ、状況に応じて安全な行動をとることができるようにすることが重要である。さらに、交通安全の指導や避難訓練などについては、長期的な見通しを持ち、計画的に指導するとともに、日常的な指導を積み重ねることによって、安全な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていくことも重要である。

園生活が園児にとって安全であるように、施設設備の安全点検に努めることは言うまでもない。その上で、園児が園内のいろいろな場所や遊具にかかわって生み出す様々な遊びの状況を想定しながら、安全に落ち着いて遊ぶことができるように環境を工夫していくことが大切である。特に、入園当初や進級時などにおいては、保育教諭等との信頼関係を基盤に安定した情緒の下で生活できるようにすることが大切である。環境に自らかかわり、十分に体を動かして遊ぶ中で、園児は、次第に危険な場所や遊び方などを知り、どう行動したらよいのかを体験を通して身に付けていく。

特に、入園当初の園児は大人が予期しない行動を取りがちであり、様々な状況を予測して安全の確保に配慮することが必要であるとともに、保育教諭等と一緒に行動しながら個々の状況の中で、園児なりに安全について考え、安全に気を付けて行動することができるようにする必要がある。

また、園児にとって、交通安全の習慣を身に付けること、災害時の行動の仕方や様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けることは、安全な生活を送る上で是非とも必要なことである。安全な交通の習慣や災害、あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方などについては、幼保連携型認定こども園の全職員の協力体制や家庭との連携の下に、園児の発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていくことが重

要である。

[内容の取扱い]

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

心と体の健康は相互に密接な関連を持ち、一体となって形成されていく。心の安定を図る上で大切なことは、園児一人一人が、保育教諭等や友達との温かい触れ合いの中で、興味や関心を持って積極的に周囲の環境とかかわり、自己の存在感や充実感を味わっていくことである。園児は、自分の存在を保育教諭等や友達に肯定的に受け入れられていると感じられるとき、生き生きと行動し、自分の本心や自分らしさを素直に表現するようになり、その結果、意欲的な態度や活発な体の動きを身に付けていく。反対に、自分の存在を否定的に評価されることが多いと心を閉ざし、屈折した形で気持ちを表現するようになる。保育教諭等のかかわりが重要であるとともに、園児が過ごす学級集団の在り方も重要である。

園児は様々な環境に取り組んで活動を展開することを通して、様々な場面に対応できるしなやかな心の働きや体の動きを体得していく。さらに、自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体を育てることは、困難な状況において、その園児なりにやってみようとする気持ちを持つことにつながる。

また、保育教諭等や友達との温かい触れ合いの中で、遊びを通じて体を思い切り動かす気持ちよさを味わうことを繰り返し体験し、次第にいろいろな場面で進んで体を動かそうとする意欲が育つように、保育教諭等は園児が自然に体を動かしたくなるような環境の構成を工夫することが大切である。

(2) 様々な遊びの中で、園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

園生活の中では、様々な遊びや生活を通して、体を動かす楽しさを味わい、園児が自ら健康で安全な行動をとれるようにすることが大切である。

園児が興味や関心、能力に応じて全身を使って伸び伸びと活動できるように保育教諭等が配慮することにより、園児は十分に体を動かす楽しさを実感する。そして、その中で、安全についての構えを身に付けることができるようになっていく。

安全についての構えを身に付けるとは、園児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになることであり、安全な方法で行動をとろうとするようになることである。園児は、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶことを楽しみ、その中で危険な場所、事物、状況などを知り、そのときにどうしたらよいか体験を通して身に付けていく。安全を気にする余り過保護や過介入になってしまえば、かえって園児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということにも留意することが必要である。園児の事故は情緒の安定と関係が深いので、保育教諭等や友達と温かいつながりを持ち、安定した情緒の下で園生活が展

開されていることが大切である。

また、園生活の中では安全を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要である。その際、園児自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすることも大切である。

園児自身が自分の体に関心を持ち、大切にしようという気持ちを持つためには、安定した情緒の下で興味や関心に応じた遊びが展開されていることとともに、安全について気付くような適切な働き掛けを行うことも重要である。園児が自分から十分に体を動かす心地よさを味わえるようにし、活動欲求を満たす体験を重ねる中で、適当な休息をとる、汗をかいたら着替えるなど、自分の体を大切にしようとする気持ちを持つような働き掛けが必要である。

さらに、自分の体を大切にするという気持ちを持つことは、やがて友達のを気遣ったり、大切にしたりする気持ちを持つことにもつながることに配慮して指導する必要がある。

(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの工夫をすること。

園児は一般に意欲的に活動する存在であり、魅力的な環境に出会えば、生き生きとそれにかかわる。室内の活動に偏り、戸外に関心を示さない傾向があるとすれば、戸外の環境の見直しをしなければならない。自然に触れ、その自然を感じながら伸び伸びと体を動かすことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、園児の興味や関心が戸外にも向くように、次の点から園児の動線に配慮するようにすることが大切であ

る。

第1に、園児の遊びのイメージ、興味や関心の広がりに応じて行動範囲が広がることを考慮することである。例えば、室内でままごとをしている園児がイメージの広がりとともに、「ピクニックに行こう」と戸外に出ていくことがある。この場合、戸外にもままごとのイメージを実現できるような空間や遊具が必要になろう。また、逆に、戸外での刺激を室内の活動に反映させることもある。室内と戸外が分断された活動の場としてではなく、園児の中でつながる可能性があることに留意する必要がある。

第2に、園庭全体の空間や遊具の配置を園児の自然な活動の流れに合わせてということである。戸外の活動に必要な環境としては、イメージを実現する面白さを味わおうとする園児には遊びの拠点となるような空間や遊具が、友達とルールのある運動遊びを展開しようとする園児には比較的広い空間が、木の葉や虫に触れて遊ぼうとする園児にはその季節に応じた自然環境が必要である。保育教諭等は、園児が実現したいと思っていることを理解し、空間の在り方やそれに応じた遊具の配置を考えなければならない。

第3に、園庭は年齢の異なる園児など多くの園児が同じ場所で活動したり、交流したりする場であり、園児一人一人が安定して自分たちの活動を展開できるように園庭の使い方や遊具の配置の仕方を必要に応じて見直すことである。例えば、ルールのある活動に取り組む活発な5歳頃の園児の動線が、3歳頃の園児の砂場の水くみの動線と交差するような場合には危険を伴うので、園全体で園庭の使い方について話し合い、見直す必要があるだろう。室内環境に比して、戸外の環境は年間を通して同じ遊具が配置され、空間が固定的になっている傾向がある。園児の興味や関心に即したものになるように配慮しなければならない。

なお、園児の主体的な活動を大切にするようにし、特定の運動に偏った指導を行うことのないようにしなければならないことはもとよりであ

る。

(4) 健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ、園児の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

食べることは健康な心と体に欠くことのできないものであり、生涯にわたって健康な生活を送るためには望ましい食習慣の形成が欠かせない。乳幼児期には、食べる喜びや楽しさ、食べ物への興味や関心を通じて、次第に自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが大切である。

保育教諭等や友達と食べるとより一層楽しくなることを感じるためには、和やかな雰囲気づくりをすることが大切である。例えば、幼保連携型認定こども園では遊びと同じ場で食事をとり、同じ机を使うことが多い。机を食卓らしくしたり、園児が楽しく食べることができるような雰囲気づくりをしたりなど、落ち着いた環境を整えて食事の場面が和やかになるようにすることが大切である。また、幼保連携型認定こども園では昼食のほか、ときには誕生会のお祝いや季節の行事にふさわしい食べ物を食べることもあろう。園生活での様々な機会を通して、園児がみんなでおくとおいしいという体験を積み重ねていくことができるようにすることが大切である。

また、自ら進んで食べようとする気持ちが育つようにするためには、食べ物への興味や関心を高める活動も大切である。例えば、野菜などを育てる中で、親しみを感じ、日頃口にしようとしなくてもおいしいそ

うだと感じることもある。保育教諭等と共に簡単な料理をしたり，保育教諭等の手伝いをしたりすることにより，その食べ物を食べたいと思うこともある。あるいは，農家などの地域の人々との交流によって食べ物への関心が高まることもある。このように，園児の身近に食べ物があることにより，園児は食べ物に親しみを感じ，興味や関心を持ち，食べてみたい物が増え，進んで食べようとする気持ちが育つ。さらには，地域や保護者の協力を得ながら食べることにしかかわる体験を通じて，園児なりに食べ物を大切にすゝる気持ちや，用意してくれる人々への感謝の気持ちが自然に芽生えていくことにつながる。

なお，食生活の基本は，まず家庭で育まれることから家庭との連携は大切である。特に，食物アレルギーなどを持つ園児に対しては，家庭との連携を図り，必要な情報を得ておくなど，十分な配慮をする必要がある。また，同じ物を食べる活動を取り入れる場合，その食べ物を食べることについて配慮を要する園児もその活動を楽しいと感じることができるよう工夫することが大切である。

- (5) 基本的な生活習慣の形成に当たっては，家庭での生活経験に配慮し，園児の自立心を育て，園児が他の園児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で，生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。

生活に必要な習慣の形成の第一歩は，家庭において行われる。幼保連携型認定こども園は，それぞれの家庭で園児が獲得した生活上の習慣を保育教諭等や他の園児と共に生活する中で，社会的にも広がりのあるものとして再構成し，身に付けていく場である。

保育教諭等は，家庭との情報交換などを通じて，園児の家庭での生活経験を知った上で，園児一人一人の実情に応じた適切な援助をすること

が大切である。その際、幼保連携型認定こども園と家庭が連携し、基本的な生活習慣の形成に当たって必要な体験や適切な援助などについて共通理解を図ることが大切である。

また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、園生活の流れの中で、園児が一つ一つの生活行動の意味を確認し、必要感を持って行うようにすることが大切である。生活習慣の形成という言葉から、単にある行動様式を繰り返して行わせることによって習慣化させようとする指導が行われがちであるが、生活に必要な行動が本当に園児に身に付くためには、自立心とともに、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自律性が育てられなければならない。

乳幼児期は、周囲の行動を模倣しながら自分でやろうとする気持ちが次第に芽生えてくる時期である。保育教諭等は、園児が自分でやろうとする行動を温かく見守り、励ましたり、手を添えたりしながら、自分でやり遂げたという満足感を味わわせるようにして、自立心を育てることが大切である。また、同時に、健康や安全に気を付けることを含め、基本的な生活習慣、例えば、気持ちのよい挨拶をすることや食事の前に手を洗うことなどを身に付けさせたり、他の園児とかかわりながら生活を展開することの楽しさや充実感を通して、自分たちの生活にとって必要な行動やきまりがあることに気付かせたりすることなどにより、園児自身に生活に必要な習慣を身に付けることの大切さに気付かせ、自覚させるようにして、自律性を育てることが大切である。

このように、自立心、自律性を育てることは、ひいてはよいこと悪いことが存在することに気付かせたり、社会生活上のきまりを守ろうとしたりする道徳性の芽生えの育成につながるのである。